

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

# 近畿支部報



福井駅（福井県福井市）

近畿支部報第75号の発行にあたりまして、賛助広告をいただき誠にありがとうございました。

## 賛助広告一覧表

株式会社 アイ テ ク ノ

株式会社 エンタ コンサルタント

大阪 エンジニアリング株式会社

キタイ 設計 株式会社

株式会社 ケンセイ

株式会社 産業工学研究所

株式会社 サンコム

株式会社 三和総合コンサル

株式会社 西播設計

正和設計株式会社

テクノコーポレーション株式会社

内外エンジニアリング株式会社

株式会社 N I S S O

株式会社 ファノバ  
(旧社名 株式会社 タカダ)

株式会社 平和 I T C

丸一調査設計株式会社

(五十音順)



# CONTENTS

近畿支部報  
Vol.75 2021.2

●賛助広告一覧表					
●近畿支部標準補償算定システムのご案内					
●巻頭言					
支部長挨拶	近畿支部	支部長	中村 雄一	.....	1
●令和2年度の陳情・要望活動				.....	3
●補償業務委員会からのお知らせ					
◆令和元年度 用地補償技術研究会の報告について				.....	13
◆令和2年度研究内容の紹介				.....	14
●補償システムIT委員会レポート				.....	45
●新会員の紹介					
(株) 公共補償設計	代表取締役	杉坂 真人	.....	47	
日本振興(株)	代表取締役	伊達 多聞	.....	48	
復建調査設計(株)	大阪支社長	矢木 一光	.....	49	
●親睦委員会便り					
令和2年度下期編	親睦委員会	委員長	永井 晴夫	.....	51
		委員	園田 純也	.....	52
		委員	今中 康生	.....	53
●支部だより				.....	55
1) 支部役員会及び委員会の動き					
2) 講演会・講習会・研修会の開催					
3) 会員親睦行事					
4) 情報提供その他					
●会員の動向				.....	61
●会員名簿				.....	63
●編集後記				.....	68

# JCC近畿支部標準補償算定システム

令和2年度より、全国仕様での規定様式に対応しました！  
 作図算定の単一システムなので、テレワーク利用に最適！

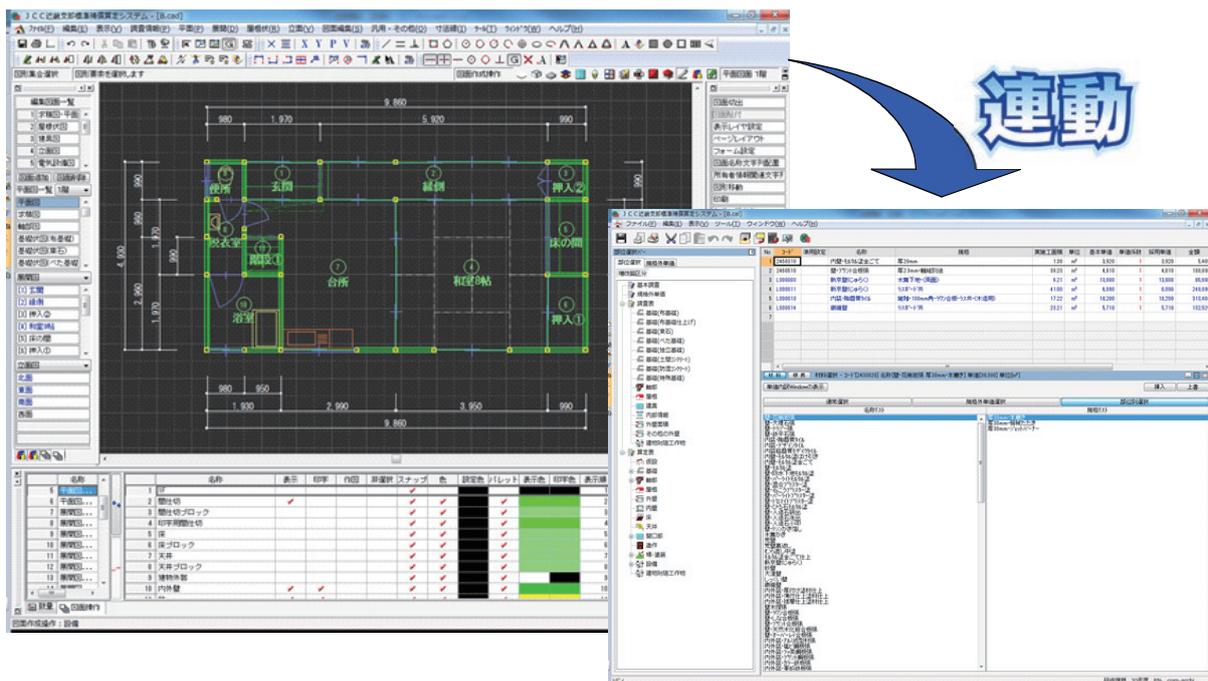
当近畿支部では「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発し、会員の統一ソフトによる運用を推奨しております。官公庁様に対しましては、このシステムを使用した成果品仕様の採用、及び再算定業務などのデータ利用についての要望活動を行い、ご理解を頂いております。益々、複雑化する補償金算定業務について、違算を防止するためにも是非活用をご検討ください。

## システムの主な特徴

あらゆる物件の算定が可能です！

- ◆特に、建物算定では精度向上とスピードアップが期待できます！
- ◆再算定による「単価入替」も、僅かな時間で手間いらず！
- ◆面倒な廃材処理も、建物・代価表・工作物も含めて各起業者仕様で詳細に集計！
- ◆補償算定の一連はもちろん、業務に合わせて部分使いが可能なシステムです。
- ◆受注業務・所有者単位でデータを管理し、受け渡しはそのままメール送信が可能！
- ◆図面はSXF・DXFに読み書き対応、帳票はExcelに変換可能！
- ◆ネット認証の使用ライセンス方式を採用！インストール台数には制限なし！
- ◆社内でも算定仕様の標準化とデータの一元管理ができ、管理者不要です。
- ◆基準・単価変更でも社内でのメンテ作業は手間いらず。人件費も経済的です。
- ◆データの排他制御を搭載！複数の作業員による同時進行も可能です。

最新の補償基準・様式に対応済み！Windows10での運用にも安心です。



CAD画面

積算画面

### <木造建物CAD>

■補償に特化した専用CADの充実した機能 ■**図面を作成しながら数量計算式を確認** ■図形の修正に併せて、集計表や数量根拠が自動変更 ■同じ仕上げは、ドラッグアンドドロップで簡単複写 ■建具番号は同一規格同一番号も含めて自動設定 ■その他にも多彩な汎用機能で図面作成を支援

### <木造建物積算>

■**木造建物CADからの完全連動で、数値の変更もリアルタイムに処理が可能!** ■仕上げの設定は、部位ごとに用意された中から簡単選択 ■CADと連動利用しなくても充実した機能を用意 ■合成単価(代価表作成)にも対応

### <非木造建物積算>

■用途・構造等による雛形を利用すれば入力手間を削減 ■入力済みの数量を利用すると、修正の際も同時変更 ■**煩わしい「廃材運搬・処分費」の算定も一気に解決!**

### <工作物・立木・動産・移転雑費>

■工作物…最新の附帯工作物調査算定要領に対応済み ■立木…**「調査書・算定書」が調査表入力と同時に作成ができ作業効率は抜群** ■用材林…項目区別に集計が可能。複雑な基準適用や単価入れもスムーズ ■動産…調査エリア別に集計し、体積・重量別に台数の算出が可能 ■移転雑費…一連のシステムに連動し、集計表と連動します

## サポートサービス



- ◆近畿支部主催による**システム研修会**を毎年2回程度行います。実務レベルで使える研修を行います。
- ◆導入・使用についてはシステム開発会社による経験を積んだ**専門スタッフ**が対応します。
- ◆年間サポート契約のご締結により、操作等に関するお問い合わせ対応、最新版プログラムの更新やメールによる各種情報のご提供等、**充実したサポートサービス**が受けられます。

## 補償実務者のアイデアが生かされた期待のシステムです

「近畿支部標準補償算定システム」は、近畿支部・補償システムIT委員会(旧・システム部会)が、近畿全府県に対応した実務者による基準運用の研究を重ね、様式の開発とシステムの監修を行った**近畿支部独自の補償システム**です。建物・工作物はもちろん、立木(庭木・用材林)、移転雑費の算定まで可能なシステムは、物件調査算定を行っている会員の多くが既に導入を済ませ、**会員に限らず年々に導入数が増え続けています。**

**本システムは、会員・非会員・官公庁様を問わず導入頂けます。**

**導入の申込みとご相談は、下記までご連絡ください。**

**(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部・事務局**

**TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816**



## 支部長挨拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会近畿支部

支部長 中村 雄一

新年明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、昨年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、この年未年始はご家族と共に、今迄にないリスク回避を優先する静寂な時間を過ごされたのではないのでしょうか。

昨年は目に見えないウイルスに翻弄され、これまでの日常生活が一変した年でした。マスク・消毒液・検温器を取り揃え、手洗いとうがいの励行。とにかく3密を避けるために会議はリモートで、慰安旅行は中止、5人以上の懇親会は全て中止となりました。人の都市間移動が制限されて新幹線の車輛には1輦に数人しか乗車しておりません。昨年の初頭にこの一年がこのような状況になるうとは、誰にも想像することができませんでした。

また一時は収束したかに見えたコロナ禍ですが、昨年の晩秋より第3波が襲来し、政府は1月13日に、関東4都県に続いて関西3府県（大阪府・兵庫県・京都府）を含む7都府県に再び緊急事態宣言を発令しました。

このような中で飲食店舗等には営業時間の短縮が求められる一方、公共工事や河川・道路などの公物管理、電力・ガス・上下水道等は、社会の安定維持の観点から緊急事態宣言の期間中も事業を継続するとの政府方針が示されました。

私達の仕事は用地取得という公共事業を根底から支える仕事です。官民一体となって地権者の合意を得て事業を推進するという難しくかつ重要な仕事です。

例えコロナ禍によって人と人が分断されようとも、私達の仕事に対する熱いハートによって分断を排除し、コロナ禍の状況下にあっても人と人の結びつきを模索し、事業の推進に資することのできる体制を構築して行かなければなりません。

現在官民を挙げて働き方改革を推進中ですが、リモートワークの推進、新技術(i-Construction)の用地補償分野への応用等、時代に即した働き方へチャレンジすることにより技術者不足を解消するとともに、インフラ分野におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進することが必要になるでしょう。

会員の皆様には、社内や現場における感染症対策について、これまで以上に注意を払い慎重な対策を講じて頂き、複雑化・高度化する用地事務に対して真摯に取り組むことで、起業者各位や社会のご期待に応えて参りましょう。

昨年の協会活動に対するご理解とご協力に、心から感謝申し上げますと共に、本年も変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

# 妥協のない技術力で確かな信頼を獲得 総合補償コンサルタント

全8部門登録

土地調査 土地評価 物件 機械工作物  
営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償

新しい公益を社会に提供する

**FANOVA**

**株式会社ファノバ**  
(旧社名：株式会社タカダ)

<http://www.fanova.co.jp>

## ◆ 有資格者 ◆

【補償業務管理士】(土調)6人 (土評)4人 (物件)15人 (機工)8人 (営特)7人 (事損)16人 (補関)6人 (総補)2人  
【一級建築士】2人 【二級建築士】9人 【アスベスト診断士】2人 【測量士】3人

## ◆ 業務実績 ◆

- 土地調査・土地評価 / 用地測量、登記簿調査・土地鑑定評価
- 建物・機械・工作物 / ・大規模工場の移転、構内改造 ・一般機械工場、自動車整備工場、造船所、  
化学工場、コンクリートプラント、砕石工場、製紙工場、食品工場、廃棄物処理工場、神社、寺院、  
小売店舗、ショッピングセンター、パチンコ店、ガソリンスタンド、養鶏場、養魚場、牧場、ゴルフ場、  
墓地、区分所有建物、一般住宅等の建物移転補償
- 公共補償 / 上水道施設、簡易水道施設、下水処理施設、ごみ処理施設、警察署、郵便局、放送局
- 営業補償 / あらゆる業種の営業廃止、休止、規模縮小、仮施設補償
- 立竹木補償 / 庭園、用材林、果樹園
- 漁業補償・農業補償・鉱業権補償
- 事業損失 / 建物の事前調査、事後調査、事後調査復旧費算定、水枯渴、日影、電波障害、騒音振動
- 補償関連 / 事業認定、裁決申請図書作成、補償説明、技術者派遣、点検業務



## 拠点一覧

本 社	〒530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2-1200 大阪駅前第2ビル 12階	TEL : 06-6344-0540 FAX : 06-6344-0605
神戸営業所	〒650-0022	兵庫県神戸市中央区元町通 3-17-8-302	TEL : 078-335-2424
尼崎営業所	〒661-0035	兵庫県尼崎市武庫之荘 3-7-8	TEL : 06-6434-1802
姫路営業所	〒670-0065	兵庫県姫路市上手野 380-101	TEL : 079-299-1870
京都営業所	〒604-0985	京都府京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町 424	TEL : 075-255-5105
福知山営業所	〒620-0915	京都府福知山市字十二 68-1-101	TEL : 0773-33-9010
滋賀営業所	〒520-0802	滋賀県大津市馬場 2-6-12-301	TEL : 077-526-8310
奈良営業所	〒630-8244	奈良県奈良市三条町 487	TEL : 0742-20-0158
和歌山営業所	〒640-8256	和歌山県和歌山市土佐町 2-7-1	TEL : 073-421-3285

## 令和2年度の陳情・要望活動

令和2年度の陳情・要望活動は、昨年度に引き続き、全国の会員からのアンケートに基づき作成された3項目の「本部要望書」と、近畿支部の各会員から提出された要望事項11項目をまとめた「令和2年度近畿支部版要望書」をもとに、令和2年9月29日の近畿地方整備局用地部に対する要望活動を皮切りに、各府県や政令指定都市など14の起業者に対して会員企業を取り巻く実態の課題に対して改善等の要望活動を実施しました。

要望活動は毎年度、支部長以下役員が起業者を訪問して行っていますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況悪化等により、対面による意見交換会の実施が困難であった一部起業者に対しては、要望書の提出のみにとどめざるを得ませんでした。

また、意見交換会の実施が可能となった起業者についても、感染拡大予防のために広い会議室をご用意していただき、極力出席人数を絞って短時間で行わせていただきました。

近畿地方整備局に対する要望活動には、近畿支部より中村支部長、武田副支部長、梶副支部長及び水上補償業務委員長の4名が出席し、近畿地方整備局からご出席頂いた伊藤用地部長はじめ炭田用地調整官、福田用地調査官、岡村用地企画課長等用地部幹部の方々に、本部要望書、近畿支部版要望書をもとに会員からの声について具体的事例を挙げるなどして実態の改善を要望しました。

特に、我々補償コンサルタント協会の会員が品

質の高い成果品を責任もって納入するために、また、各会員企業が継続的に人材を確保していくために、さらに、政府が政策としてすすめる「働き方改革」を実行していくためには、適正な契約変更や適正な積算歩掛の適用や各起業者の補償金算定等に関する運用及び様式の統一が必要不可欠であるとして強く訴えました。

そして、今回は新規の要望項目を2つ追加しており、そのひとつである「収用等の課税の特例制度の運用について」で、関連書類の作成を補償コンサルタントに依頼された場合は作業量の増加が見込まれるため、適正な委託費の追加を要望しました。もうひとつの「新型コロナウイルス禍における業務対応について」で、起業者、権利者、受注者のいずれもが安全な体制の下、安心して現地調査が行われ、円滑に成果物が納品できるよう、十分な工期設定や工期延長などの特段の配慮を要望しました。

近畿地方整備局からは、近畿支部版の要望書に対してそれぞれの各要望事項に対する回答をいただき、「業務契約において発注者と受注者は対等な関係であり、あたかも発注者が優越的地位を有するかのようなふるまいは許されません。業務内容に変更が生じた場合は、受注者と協議の上、業務内容に応じた契約変更、委託料の変更（請負契約書第19条）を行うよう指導しており、引き続き適切な発注に努めて参ります。」として理解を示されました。

さらに、補償金算定等に関する運用及び様式の

統一に関する要望についても、「起業者によって補償金算定方法の平仄が図られるよう、近畿地区用地対策連絡協議会の活用などにより、起業者間の連携に努めて参ります。」とご理解を示されました。

意見交換においては、われわれの業界の多くが中小企業であり、継続的な技術者の育成と優秀な人材の確保などを行っていくためには補償コンサルタントの業務量の確保が重要であり、公共事業予算の安定的な確保をお願いしました。

また、人材確保の課題や業務のさらなる合理化・迅速化の具体的方策等、起業者も含めた今後の用地取得業務のあり方についても、活発な意見交換が行われました。

各府県や政令市などの起業者の皆様対しましては、特に、依然として会員から改善要望の絶えない、適正な変更契約や適正な歩掛による発注、プレ

ハブ建物等の見積徴収依頼に対する起業者の配慮等に関する問題について、近畿支部版要望書をもとに近畿支部の役員が現場実態と具体的事例をあげて改善を要望いたしました。

一部の起業者におかれましては、要望に該当しない項目や既に改善や対策済みの項目等もありましたが、要望書の趣旨や実情等については概ねご理解を頂きました。

特に、収用等の課税の特例制度の運用に関しては、「我々（起業者）も対応を思案しているところ。用対連による統一的方向性の提示を期待している。」と近畿地区用地対策連絡協議会における早期の調整の必要性を述べられました。

なお、協会本部による国土交通省への要望活動は、令和2年9月29日、坂田会長、間瀬副会長、熊谷専務理事、井上企画部長が、里見土地政



当社は補償業務の総合コンサルタントとして創業以来、数多くの移転補償業務及び事業損失補償業務をハード・ソフトの両面から追求し、補償業務を一貫してお受けできるシステムが当社の大きな特色となっており、事業のスムーズな進歩に尽力し、起業者各位より内容の充実度、立証の正確さの両面で信頼を得ています。  
それは経験豊富なスペシャリスト集団の自由な発想と即応力を駆使し、さらに最新の技術により、補償業務に積極的に取り組んでいるからです。

あらゆる補償業務を一貫してお受けします。

用地補償総合コンサルタント 特殊物件・営業補償・事業損失・意識調査  
環境アセスメント・都市開発総合計画

**EIL** 株式会社 産業工学研究所

本社 大阪市西区立売堀3-1-14  
TEL 06-6541-5845 FAX 06-6532-7777

奈良営業所 TEL 0742-30-2105  
和歌山営業所 TEL 073-402-1581  
京都営業所 TEL 075-353-9515  
滋賀営業所 TEL 077-579-6855

兵庫支店 兵庫県姫路市北条永良町251  
TEL 079-284-8341 FAX 079-284-9369

東京支社 神奈川県川崎市多摩区登戸2258  
TEL 044-932-9010 FAX 044-932-9088

東京営業所 TEL 03-3364-6450  
横浜営業所 TEL 045-909-5270

九州支社 長崎県佐世保市矢峰町90-4  
TEL 0956-49-5577 FAX 0956-49-4477

## 令和2年度の陳情・要望活動

策審議官（不動産・建設産業局）、千葉土地政策課長、田中公共用地室長、倉田用地企画官等、本省幹部に対して実施いたしました。

技術者不足の改善は、官民挙げて取り組むべき課題であります。

これらを解決するため、以下の項目について要望いたします。

### 【令和2年度 本省要望書】（抄文）

#### 1. 補償コンサルタント業務に従事する技術者の育成、人材確保、業務環境の整備について

近年の補償コンサルタント業界の経営環境の悪化、少子化による当業界への就労者の減少、職場として建設業界を敬遠する傾向も強く、継続的な技術者の育成、人材の確保、働き方改革への取り組みなどの業務環境の改善が、当業界の喫緊の課題となっています。

円滑な公共用地取得のために、ひいては、将来の社会資本整備のために必要・不可欠な

#### (1) 企業の健全な発展と技術者の処遇改善

- ①安定的な事業量の確保
- ②地域コンサルタントの活用の拡大
- ③発注歩掛の継続的見直し
- ④技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

#### (2) 魅力ある業務環境の整備

- ①入札時の補償業務管理士の資格に対する企業評価、技術者評価のウエイトの拡大
- ②適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得をはじめ

### 〈補償コンサルタント〉・〈不動産鑑定評価〉

**確かな技術力、専門能力の向上、問題解決のための高い価値観をもって、社会への貢献を果たします。**

#### ★補償コンサルタント

[登録部門]全8部門

- ◆土地調査部門
- ◆土地評価部門
- ◆物件部門
- ◆機械工作物部門
- ◆営業補償・特殊補償部門
- ◆事業損失部門
- ◆補償関連部門
- ◆総合補償部門

#### ★不動産鑑定評価

- ◆一般鑑定評価
- ◆賃料鑑定評価

#### ★その他

- ◆補償理論研修講師



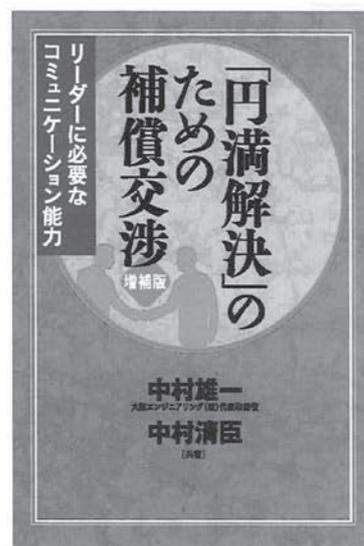
## 大阪エンジニアリング株式会社

■本社 〒550-0025 大阪市西区九条南2-18-16

TEL:06-6581-2815 FAX:06-6581-4878

#### 支店等

- |                                |                               |                                |                                 |
|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 京都支店  | <input type="checkbox"/> 奈良支店 | <input type="checkbox"/> 兵庫支店  | <input type="checkbox"/> 滋賀支店   |
| <input type="checkbox"/> 和歌山支店 | <input type="checkbox"/> 静岡支店 | <input type="checkbox"/> 姫路営業所 | <input type="checkbox"/> 京都南営業所 |



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑  
 B6判 192ページ 定価2,000円(税込)  
 ご注文は、FAXあるいはE-mail  
 にてお申し込みください。  
 FAX:06-6581-4878  
 E-mail:infoe2815@o-e.co.jp

めとする働き方改革の推進に対する  
発注者側の理解と配慮

## 2. 品質の確保と品質の向上について

公共事業の円滑な推進のために適正な補償の実現に資し、計画的な公共用地取得に寄与するためには、成果物の品質確保が必須条件となります。

品質の確保とその向上を図るため、以下の項目について要望いたします。

- (1) 発注仕様と歩掛の統一的整備
- (2) 適正な技術者評価を行うための的確な発注方式の採用
- (3) 受発注者相互のミス防止の取り組み強化
- (4) 補償コンサルタント業務における補償コンサルタントCPDの活用

## 3. 協会会員の一層の活用について

当協会は、組織の連携強化、研修の拡充、情報の伝達等体制整備の充実により、更なる会員の資質向上を図っております。

期待される成果物作りに研鑽している当協会会員の一層の活用をお願いいたします。

### 【令和2年度 近畿支部要望書】(抄文)

#### 1. 用地調査等業務の業務内容、業務指示及び業務数量の適正な変更について

用地調査等業務につきましては、共通仕様書や特記仕様書により業務の目的、適用基準、業務内容等に基づきそれぞれ作業歩掛が整備されています。

起業者におかれましては、業務を発注する時点で現地等の把握が不完全であっても諸々の理由により業務費を積算され発注される場合があり、監督員の指示により業務内容や業務数量が当初設計に比べ大きく変更されることも少なくありません。

このような場合においては、業務期間の延長や委託料の契約変更に関する協議をお願いするとともに、特に変更契約限度額を当初設計金額の2割とか3割に設定されている起業者におかれましては、その限度額を超える部分については別業務として発注して頂くなどのご検討をお願いいたします。

#### 2. 補償金算定等に関する運用及び様式の統一について

起業者の多くは、補償金の算定はもちろんのこと、被補償者や会計検査院の問い合わせ等に対し、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」を規準とした「近畿地区用地対策連絡協議会の運用申し合わせ」などをよりどころにされている場合が多々あります。

しかしながら、その運用や算定様式が起業者それぞれの実務の歴史の中で補償金額の算定に少なからず相違が生じているところで

そのような中、国土交通省をはじめ中央用地対策連絡協議会は、こういった起業者間における補償金算定方法の平仄を図るため、平成28年度の「建物移転料算定要領」の制定を皮切りに各種算定要領の整備を行い運用の統一を図られました。

それでもやはり、一部の起業者におかれましては独自の様式を追加・変更することを求められておられるため、近畿地区用地対策連絡協議会加盟起業者におかれましては、様式の統一した運用の徹底をお願いいたします。

補償金算定に係る業務を受注する我々補償

コンサルタント業界としましては、要領に沿った正確で質の高い成果物を納品するために補償金算定の統一した取扱い、運用及び様式の統一化を切に望むところです。

近畿地区用地対策連絡協議会におかれましては、各加盟起業者の補償金算定等に関する取扱い、運用の統一化及び様式の統一化についてのご検討をお願いいたします。

### 3. 機械設備及びプレハブ建物の調査算定と見積徴収について

機械設備の調査算定は、「機械設備調査算定要領」に基づき移転工法案を検討し実施することになりますが、特殊な機械設備等に関する移転工程表等の作成には専門的な知識が求められるとともに専門メーカー等の意見書や見積書に頼る場合が多く、起業者によっては、耐用年数の認定や経済比較の方法等に関

する取扱いがまちまちになります。

また、プレハブ建物等の推定再建築費や標準単価表にない建築設備や工作物等の算定については、複数の業者より見積書を徴収して算定を行うこととされていますが、受注者である補償コンサルタントからの依頼だけでは見積徴収への協力が得られない場合があり、過年度より起業者のご協力をお願いしているところです。

しかしながら、プレハブメーカーの見積徴収に当たり、補償コンサルタントからの依頼だけでは同意が得られず、依然として困難を極めております。

調査業務の円滑な履行のためにも、起業者から先に連絡を取っていただくことや見積依頼に立ち会いをお願いすることも含めて、引き続き機械メーカーやプレハブメーカーに対して見積徴収への協力依頼のお力添えをお願いいたします。



補償コンサルタント業務の必需品  
**テクノ補償システム**  
☆ お客様の業務をご支援いたします ☆

社会とシステム、情報と人とのベストパートナーとなる  
次代を見つめたコンピュータシステムづくりをめざして！

**テクノ** TECHNO CORPORATION 株式会社

代表取締役 米崎 司

<事業内容>  
◆ネットワークシステムのコンサルテーション・設計・施工  
◆ソフトウェアの開発・販売  
◆ハードウェアの開発・販売  
◆コンピュータに関するコンサルテーション及び教育  
◆コンテンツの作成

<熊本本社>  
〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5丁目17番43号  
TEL 096-358-5100/FAX 096-358-5109  
URL <http://www.techno-corp.co.jp>

<東京営業所>  
〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町5-8  
浦和Aビル3F  
TEL 03-3438-2927/FAX 03-3438-2928

なお、「機械設備の経済比較の取扱いの検討」について、近畿地方整備局用地部より通知されるとともに、今般、近畿地区用地対策連絡協議会より参考送付されており、内容についてご理解をお願いいたします。

#### 4. アスベスト含有建物等の調査及び算定について

これまで建物移転料算定における石綿含有建材にかかる解体費の調査積算については、「石綿調査算定要領（平成24年3月30日付国土用第50号）」に基づき実施してきましたが、平成29年5月新たに環境省より「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」が発出され、石綿除去の対象範囲が拡大されました。

すでに多くの地方自治体では環境省通達に基づく飛散防止措置の指導がなされていることから、用地調査業務においても調査方法や解体費に関する関係権利者への説明が必要と思われる。

「石綿調査算定要領」が一部改正（令和2年3月）され「要領の解説」が制定（令和2

年4月）されましたが、石綿含有成形板等において専門業者からの見積を徴しない場合の算定方法については、統一的な考え方や歩掛り等が示されていないため案件ごとに算定方法が異なっている状況であると思われる、早急なる石綿含有建材の撤去費用にかかる歩掛整備をお願いいたします。

#### 5. 収用等の課税の特例制度の運用について

令和2年6月6日付けにて国税庁より租税特別措置法に規定された収用等の課税の特例（5,000万円控除）の適用についてリーフレット「事業者の皆様へ」が発出され、公共事業用資産の買取り等の申出証明書の提出、買取り等証明書等を作成するうえでの留意点が示されました。

リーフレットの第2項では、「事業施行地外の土地の上にある建物等の資産にかかる移転補償金については、原則として、譲渡所得等に係る収用の特例（5,000万円控除等）の適用はありません。」と改めて記載されておりますが、これを受けて事業施行地外に存する物件等の算定表の作成や関連書類の作成を補償コンサルタントに依頼する場合には適

人・自然の調和をめざして豊かな環境を創る

建設コンサルタント



**丸一調査設計株式会社**

代表取締役 高岡 昌和

本社 / 〒910-0841 福井市開発町第20号6番地 TEL(0776)52-8400

FAX(0776)52-8401

兵庫支店・坂井支店・滋賀支店・敦賀営業所・淡路出張所・金沢事務所

正な委託費の追加をお願いいたします。

ては用地担当部局の同席をお願いいたします。

## 6. 地盤変動影響調査業務について

地盤変動影響調査業務については、用地調査等業務共通仕様書及び「地盤変動影響調査算定要領」に調査算定等の具体的な作業が示され、用地調査等業務費積算基準に基づき発注がなされていると思っておりますが、工事を所掌する技術課が主務課として発注がなされるため、例えば4級水準測量が計上されていない等、業務の実施内容に齟齬が生じたりして調査の実施に当たり受注者の大きな負担となる場合が多々あります。

つきましては、現地調査の円滑な履行と事業損失としての適正な判断さらには適正な費用負担額の算定を行うためにも、地盤変動影響調査を発注される場合の打合せ協議にあっ

## 7. 近畿支部標準補償算定システムの採用について

一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部では、受注業者の用地調査業務における成果物の品質の向上と業務効率の向上を図るため、さらには、「見やすく分かり易い成果物」とするため、各種様式の統一化による補償金額算定の標準化を行うことを目的に、近畿地区用地対策連絡協議会の様式を標準とした「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発し、会員統一のソフトとして「物件部門」に登録する大方の会員が運用しているところです。

また、システムの操作性や能率の更なる向



# 地球主義

T E R R A I S M

誠実と確かな技術...  
そして社会に貢献

建設コンサルタント <https://www.naigai-eng.co.jp>

## 内外エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 池田 正

補償コンサルタント登録 補30-第150号

登録部門 土地調査/物件/営業・特殊補償/事業損失



本 社 〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地 TEL: 075-933-5111(代)

<空間調査技術部・補償課> TEL: 075-932-4387(ダイヤルイン)

支 社 大 阪 TEL: 06-6221-3081 東 京 TEL: 03-5818-5760 福 岡 TEL: 092-431-2851

支 店 東 北 TEL: 022-217-3811 中 部 TEL: 053-580-3870 中国四国 TEL: 082-243-4581

関連会社 内外エンジニアリング北海道(株) 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目3番地(パークイースト札幌)

TEL: 011-271-8511 <https://www.naigai-eng.co.jp/hokkaido/>

(株)内外測技 〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地

TEL: 075-924-3773 <https://www.naigai-skq.co.jp>

上をめざして、システム研修会などを通じて改良点改善点などの研鑽を続けており、新しく制定された「建物移転料算定要領」にも準拠するよう改善を施したところです。

それぞれ個別の様式を採用されている起業者もおられますが、当システムによる、成果物の納入についてのご検討をお願いいたします。

## 8. 一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部との「所管施設の災害応急対策業務に関する協定」について

昨今、近畿圏においても「大阪府北部地震」や「平成30年7月豪雨」など異常ともいえる気象状況により想定外の降雨災害や地震災害が相次いで発生して大きな被害をもたらしています。

経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）においても、「防災・減災、国土強靱化—激甚化・頻発化する災害への対応」として、2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ることが明記されています。

こういった自然災害が発生した場合には、被災地の早期復旧のため、倒壊建物等の処分や緊急車両の通行ルートを確保するための公費解体処理など、被災箇所の用地調査や用地測量、関係人調査、被災建物に関する所有者との調整等など緊急に対応しなければならない事務が多く発生するものと考えられます。

当協会近畿支部は、平成23年6月15日に国土交通省近畿地方整備局と「災害時における近畿地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定」を締結し、平成23年の台風12号・15号和歌山県紀南地区の災害においては、近畿地方整備局と締結する「災

害時における近畿地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定」に基づき選抜会員を現地に緊急派遣するとともに、被災地における地図の転写、測量、土地・建物の登記記録調査と権利者等の確認、起工承諾の徴収に従事するなど早期復旧に協力いたしました。

近畿各府県におかれましても災害時における所管施設の災害応急対策業務は必須と考えられ、測量業、建設コンサルタント業が行う災害復旧事業費確定のための災害査定とは異なり、所管施設の災害応急対策を目的とした土地・建物の登記記録調査と権利者等の確認、起工承諾の徴収については、我々補償コンサルタント業がノウハウを有するとともに、発災時には事務担当者だけでは対応いただけない相当のマンパワーも必要となることが想定されます。このため、各府県におかれましても所管施設の災害応急対策業務に関する協定を締結いただいた上で、公共施設被害調査業務では、我々近畿支部会員が有する事業損失部門のノウハウを発災時に活用いただければ幸いです。

今後、いつ来てもおかしくないと言われてきている「南海トラフ地震」や異常降雨による想定外の土砂災害等に備えるため、災害時の所管施設の災害応急対策業務に関する協定についてのご検討をお願いいたします。

## 9. 所有者不明土地問題の対策に補償コンサルタントの活用を

地籍調査等を実施しても現存する不動産登記簿上で所有者及び所有者の所在が確認できないとして、公共事業推進の大きな支障となっている「所有者不明土地」に対する対策として、平成30年6月6日『所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法』が成立し、土地収用法の特例、地域福利増進事業、長期相続登記未了土地に係る不動産登記

## 令和2年度の陳情・要望活動

法の特例等の制度が創設されました。

国土交通省は、この特措法の成立を受けて一般社団法人日本補償コンサルタント協会に対し、協会会員が持つ権利者調査や不在者財産管理制度、相続財産管理制度、土地収用法の所有者不明裁決申請図書作成など土地と権利者の特定に関する知識やノウハウの提供と協力を要請してきています。

我々一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、近畿地方整備局が主催する近畿地方所有者不明土地連携協議会のメンバーとして常に最新情報を共有しており、これまでの用地補償業務に関する実績と公共事業のパートナーとしての使命感をもとに組織を挙げて協力させて頂きたいと考えておりますので一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部会員の積極的活用をお願いいたします。

### 10. ウィークリー・スタンスへのご理解とご協力について

働き方改革関連法が施行されており、令和2年4月より全ての補償コンサルタント会社において、労働基準法の36協定締結に基づく時間

外労働の上限規制の導入が定められているところです。また、国土交通省近畿地方整備局で取り組んでいる令和2年3月11日付け「設計業務等の業務環境の改善について」に基づいたウィークリー・スタンスについては、こうした働き方改革関連法に呼応した補償コンサルタント業務の取り組みに資するため、各起業者におかれましては、その趣旨をご理解の上、会員企業がウィークリー・スタンスを求める際にはご協力をお願いいたします。

特に、ウィークリー・スタンス推進チェックシート等の活用により、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定することで、受発注者双方が円滑な業務推進を共有でき、品質向上に資していくことにつながります。

やむを得ず、権利者等の第三者の要求により休日に対応を余儀なくされる場合にあつては、職員の振替休日等取得へのご理解・ご協力をお願いいたします。

併せて、年次有給休暇付与の義務づけについてのご理解・ご協力もお願いいたします。

### 令和2年度 陳情・要望活動実施状況

	実施日・場所	陳情・要望先	相手方(意見交換会)	当方参加者
本部	令和 2年 9月29日	国土交通省 不動産・建設産業局 土地政策課 公共用地室	千葉 土地政策課長 他	坂田会長、間瀬副会長、熊谷専務理事、井上企画部長
近畿支部	令和 2年 9月29日	近畿地方整備局 用地部	伊藤 用地部長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、水上幹事
	11月 9日	滋賀県 土木交通部 監理課 用地対策室	山根 用地対策室長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、吉田幹事、水上幹事
	11月11日	京都府 建設交通部 用地課	高橋 用地課長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、水上幹事、堀本幹事
	11月11日	兵庫県 県土整備部 土木局 用地課	井上 用地課長 他	中村支部長、武田副支部長、瀬尾幹事、水上幹事、永井幹事、園田幹事
	11月18日	奈良市 建設部 道路建設課	川口 道路建設課長補佐 他	中村支部長、武田副支部長、水上幹事、堀本幹事
	11月18日	奈良県 県土マネジメント部 用地対策課	川田 用地対策課長 他	中村支部長、武田副支部長、水上幹事、堀本幹事、竹村会員
	11月24日	和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 用地対策課	津山 用地対策課長 他	中村支部長、武田副支部長、佐藤幹事、山本委員
	持参または郵送による提出のみ	福井県 土木部 土木管理課	土木管理課長 宛	新型コロナウイルス感染症拡大の状況悪化等により意見交換会を行わず 要望書提出のみ(相手方欄は、要望書の提出宛名)
	大津市 都市計画部 市街地整備課	用地対策課長 宛		
	京都市 建設局 道路建設部 用地課	道路建設部長 宛		
	神戸市 行財政局 資産活用部 資産活用課	資産活用部長 宛		
	堺市 建設局 用地部 用地第一課	用地部長 宛		
	西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部	用地担当部長 宛		
	阪神高速道路(株) 建設本部 用地センター	用地センター長 宛		

11. 新型コロナ禍における業務対応について

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府の緊急事態宣言が発出され、補償コンサルタント業務においても、現地調査の延期、算定など社内事務でも在宅勤務を余儀なくされたところでは。

その際、多くの起業者では、工期延長など業務停止措置を通じて、感染予防対策にご配慮いただいたところですが、権利者の同意がある場合には現地調査を強いられる事案もあ

り、算定など社内事務では現地調査の延期されたことを取り戻すために、作業量に見合わない工期にて成果物の納入を急がされる事案もありました。

今後、再び感染拡大期になった場合には、起業者、権利者、受注者いずれもが安全な体制の下、安心して現地調査が行われ、十分な工期設定や工期延長をもって、円滑に成果物が納品できるよう、特段のご配慮をお願いいたします。



要望書の手交  
(左) 中村支部長、(右) 伊藤用地部長



令和2年度  
本部と支部の要望書

—Do Our Best!—

建設コンサルタント・測量業・地質調査業・補償コンサルタント

一級建築士事務所



# 正和設計株式会社



MSA-QS-4525  
MSA-ES-1668

ISO 9001 : 2015 認証取得  
ISO 14001 : 2015 認証取得

(本社・支店取得)



MS  
CM024

代表取締役

田中 英幸



ISO/IEC 27001 : 2013認証取得

(本社・支店取得)



ISMS  
IS0016

本 社 〒520-0806

滋賀県大津市打出浜3番7号

TEL. 077(522)3124 FAX. 077(524)6732

<https://seiwa-cc.co.jp>

# 令和元年度 用地補償技術研究会の報告について

近畿支部 補償業務委員会

担当副支部長 武田 正典

委員長 水上 信也

補償業務委員会では、国土交通省近畿地方整備局用地部と合同で、補償基準に関する様々な実務上の問題点についての考察・研究・学習する場として、平成27年度から「用地補償技術研究会」を設けています。

これまで用地補償技術研究会では、「残地内工法を検討する際の照応建物の取扱いの検討（平成29年度）」、「機械設備の経済比較の取扱いの検討（平成30年度）」を実施し、その成果をもって国土交通省近畿地方整備局及び近畿地区用地対策連絡協議会より、取扱いについての通知がされました。

前年度（令和元年度）においては、つぎの3つのテーマについてそれぞれ検討班を構成し、年間数回の研究会と班会議を行いながら、報告書として取りまとめをいたしました。

## 1. 機械設備の経済比較の取扱いの検討（報告書）のフォローアップ

平成30年度において実施しました「機械設備の経済比較の取扱いの検討」について、実務的な運用についてその後の問題点を整理し、補足

（フォローアップ）を行う内容にまとめました。

## 2. 附帯工作物の経済比較の取扱いの検討

附帯工作物の算定において、損失補償基準及び同運用方針における移転工法の取扱いに関する解釈を整理し、その経済比較の方法について確認を行いました。

## 3. 消費税等相当額の補償についての検討

消費税に係る補償額については、消費税調査により補償の判定を行っていますが、その判定方法についての必要な資料の確認と聞き取り様式例の作成。課税事業者での複数部門における補償の要否判定の考え方について整理しました。

これまで、用地補償技術研究会での報告書の内容については、当協会近畿支部において説明会を開催しておりましたが、コロナ禍により今回の報告書の説明会開催が困難でありましたことから、本誌に掲載することにしたため、補償業務において活用いただければ幸いです。

## 令和2年度の研究内容の紹介

令和2年度においても補償業務委員会では、用地補償技術研究会を通じて皆様の補償業務に役立つ研究を行っておりますので、下記についての取りまとめも発表できるよう検討して参ります。

### 1. 石綿撤去調査関係検討班

石綿含有建材の撤去費用の歩掛整備・国土交通省における「石綿調査算定要領」の改正及び「要領の解説」の発出より、調査内容と手順を含めた検討をしております。

### 2. 収用等の課税の特例制度の運用についての検討班

いわゆる被補償者が譲渡所得等の申告の際に収用の特例（5,000万円控除）の適用を受けるためには起業地に存する物件移転のみが対象と示さ

れたことから、買取証明の作成に伴う補償金分割において実務上における問題点や運用についての具体方法の検討をしております。

### 3. 残地内移転工法取扱い検討班

建物移転工法における曳家工法の認定条件や照応建物の取扱いについてなど、残地内工法における検討指針の整理をしております。

また、日本補償コンサルタント協会・本部補償業務委員会の継続検討課題の1つであるプレハブ建物の見積徴集の問題点と算定方法の検討についての作業をしております。

## 令和元年度補償技術研究会

### 報告書

【機械設備の経済比較の取扱いの検討(報告書)】のフォローアップ】

【附帯工作物の経済比較の取扱いの検討】

【消費税等相当額の補償についての検討】

令和2年3月

用地補償技術研究会

(近畿地方整備局用地部)

(一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部)

## はじめに

用地補償技術研究会は、損失補償に係る「一般的な技術（知識，知見）を共有するため、近畿地方整備局と一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部の間で設置された“比較的緩やかな研究・検討の場”である。

昨年度は、機械設備調査算定要領による「移転工程表の作成」，「補償総額による移転工法の認定の具体（算定例）」について、検討し「機械設備の経済比較の取扱いの検討（報告書）」として提言した。

今年度は、昨年度の「機械設備の経済比較の取扱いの検討（報告書）」による実務運用を踏まえたフォローアップ，附帯工作物調査算定要領による附帯工作物の経済比較の取扱いについて及び消費税等相当額の補償について、前提とする諸規定に反しない範囲で検討することとした。

なお、この報告書は、本会を構成する双方において、この内容に反しない範囲において利活用することとする。

令和2年3月

近畿地方整備局用地部 用地補償課長 城戸克明

一般社団法人日本補償コンサルタント協会

近畿支部 補償業務委員長 水上信也

名 簿

近畿地方整備局 用地部

用地補償課長	城戸 克明
用地補償課 補償基準係長	玉城 美幸
用地対策課 課長補佐	澤岡 久雄
用地対策課 地籍整備係長	丹野 将充

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 近畿支部

補償業務委員会

委員会担当副支部長	武田 正典	((株)産業工学研究所)
委員長	水上 信也	((株)コム建築コンサルタント)
副委員長	藤本 勉	((株)ファノバ)
副委員長	児玉 和也	(大阪エンジニアリング(株))
委員	大門 憲司	((株)コム建築コンサルタント)
委員	大西 隆介	((株)エイト日本技術開発)
委員	岡本 敏彦	((株)岡本設計)
委員	川尻 伸一	((株)N I S S O大阪支店)
委員	河野 修二	((株)浜名技術コンサルタント)
委員	高村 靖	((株)信栄補償設計)
委員	谷口 美奈世	((株)平和 I T C)
委員	松任 常弘	((株)産業工学研究所)
委員	新田 武志	((株)国土開発センター)
委員	林 純也	((株)たかの建築事務所)
委員	福田 守	((株)宮本設計)
委員	船本 一行	((株)西播設計)
委員	森下 洋実	((株)三輝設計事務所)
委員	三木 敏一	((株)播磨設計コンサルタント)
委員	三村 誠	((株)西播設計)
委員	宮本 恵司	((株)エイト日本技術開発)
委員	山田 岳史	((株)アイテクノ)
委員	山中 昭	((株)倉田総合鑑定)

(事務局)

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 近畿支部

事務局長	前本 利明 (4月1日～6月30日)
	岡本 和彦 (7月1日～)

近畿地方整備局 用地部

用地補償課 課長補佐	松本 晋一
用地補償課 補償指導係長	松元 桂



1. 機械設備の経済比較の取扱いの検討（報告書）」のフォローアップ

I 平成30年度報告の概要（経済比較の手順の検討より抜粋）

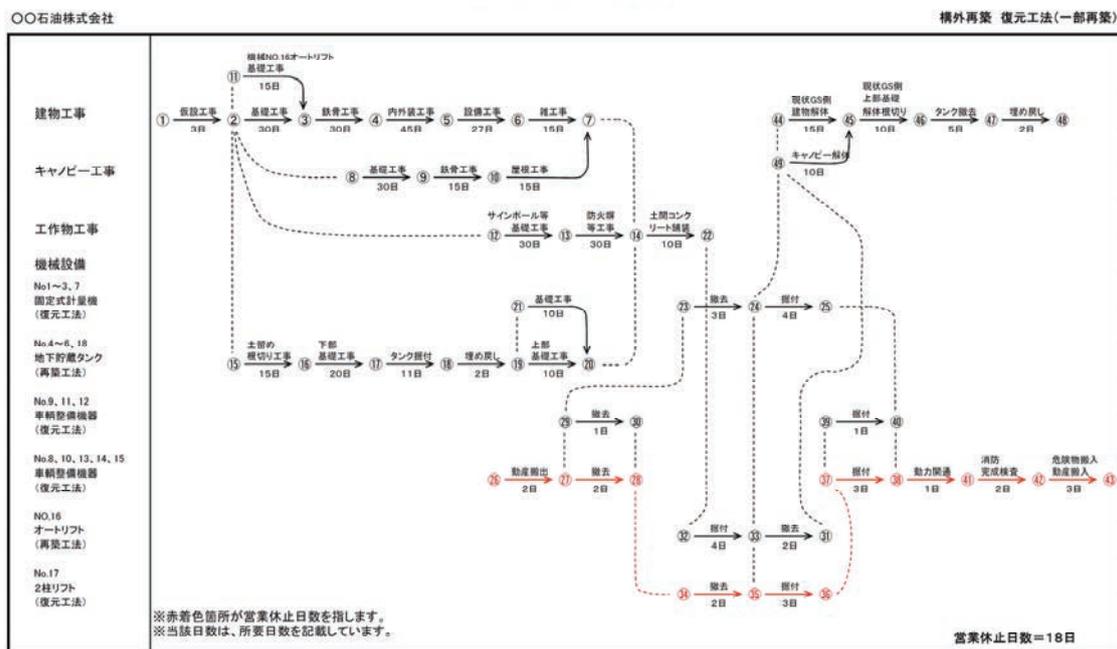
経済比較を行う際には、①比較すべき部分を特定し、試算した後に、その部分についてのみ経済比較を行う、②全てについて試算した後、経済比較を行う方法が想定される。

（工程から）

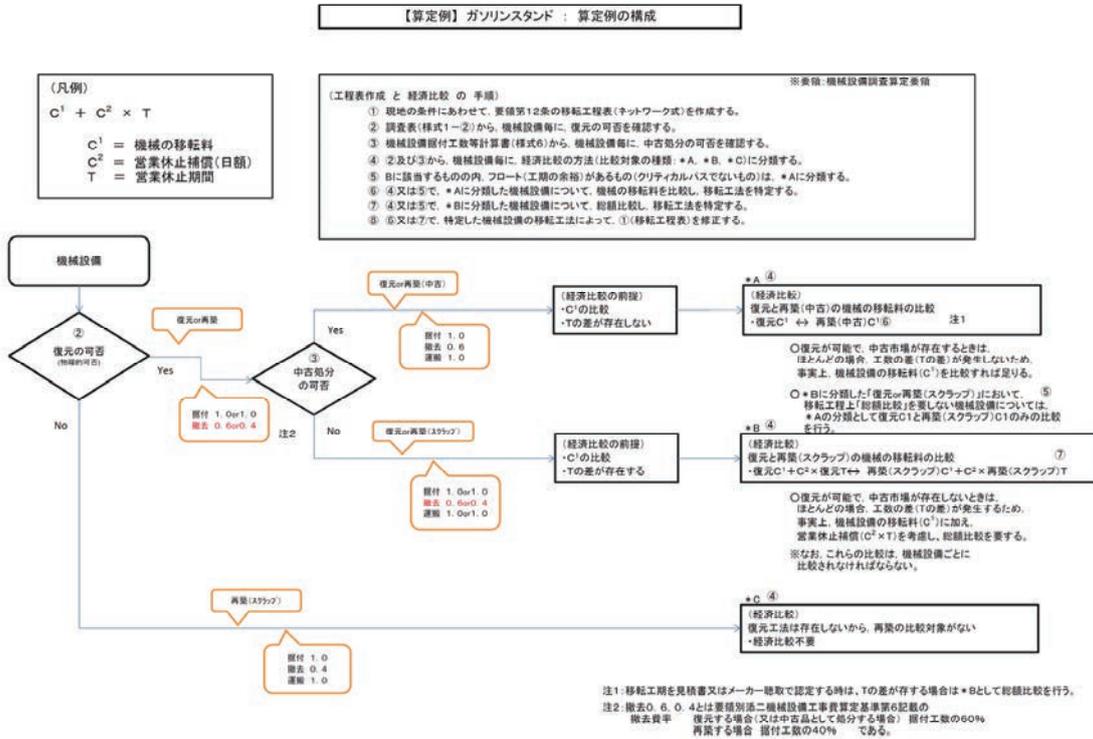
前者（①）は、想定される移転工程のうち、ネットワーク工程表などを用い、全体の移転工期を想定した後、クリティカルパスとなる部分についてのみ試算を行うもので、下図（工事工程表）のように表現でき、総額比較を要する部分（下表＊B）、単に経済比較を要する部分（下表＊A）、経済比較を要しない部分（下表＊C）の分類の手順、その算定例は、別添（算定例 ガソリンスタンド）のとおりである。

（資料1 算定例P42より）

工事工程表



(資料1 算定例P34より)

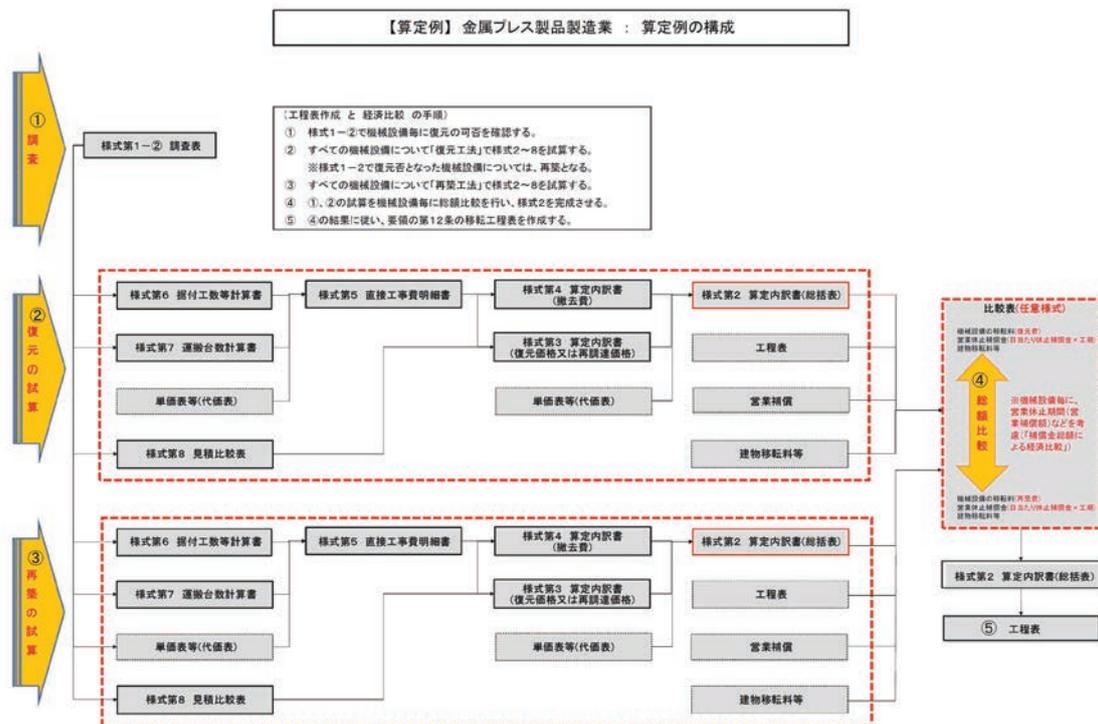


IV-2 (2) <注：平成30年度報告項目番号>

(試算から)

後者(②)は、予め移転工法毎に全ての機械設備毎に試算し、経済比較により最も経済的合理性に優れる(最も安価な)組合せを特定し、その組合せに応じた工程表を作成するもので、比較的容易に行えるが、移転工法が輻輳する場合には、適さない(工夫がいる)もので、下図のように表現でき、その算定例は、別添(算定例プレス工場、木工所)のとおりである。

(資料2 算定例P85より)

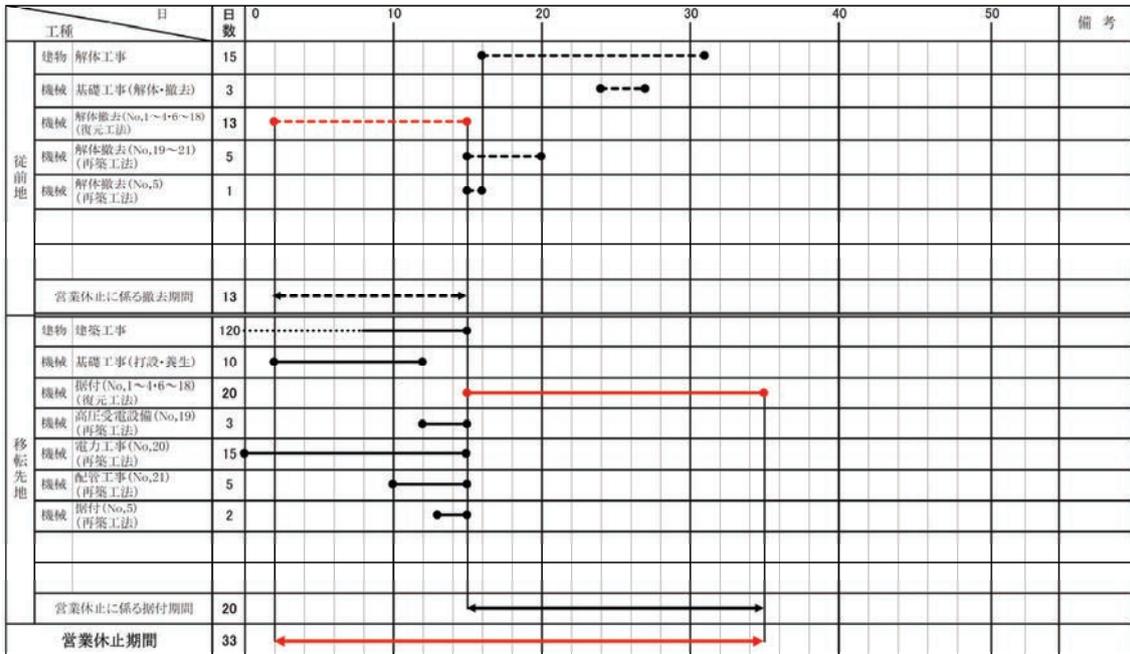


(資料2 算定例P94より)

機械設備移転工程表

調査先名：プレス工場  
所在地：

構外移転：機械設備復元工法(一部再築)



V まとめ <注：平成30年度報告項目番号>

以上のとおり、機械要領が求めるとされる「総額比較」について、検討した結果、「2通りのアプローチ」と「3例の算定例」をとりまとめるに至った。

種々の前提条件について整理するとの過程を踏んだが、結局のところ、絶対条件は『総額比較』をしなければならないことでしかない。

『総額比較』…営業休止期間とその補償額を考慮し、  
1台毎に経済的合理性を確認し、  
移転工法或いは、その組合せを特定すること。

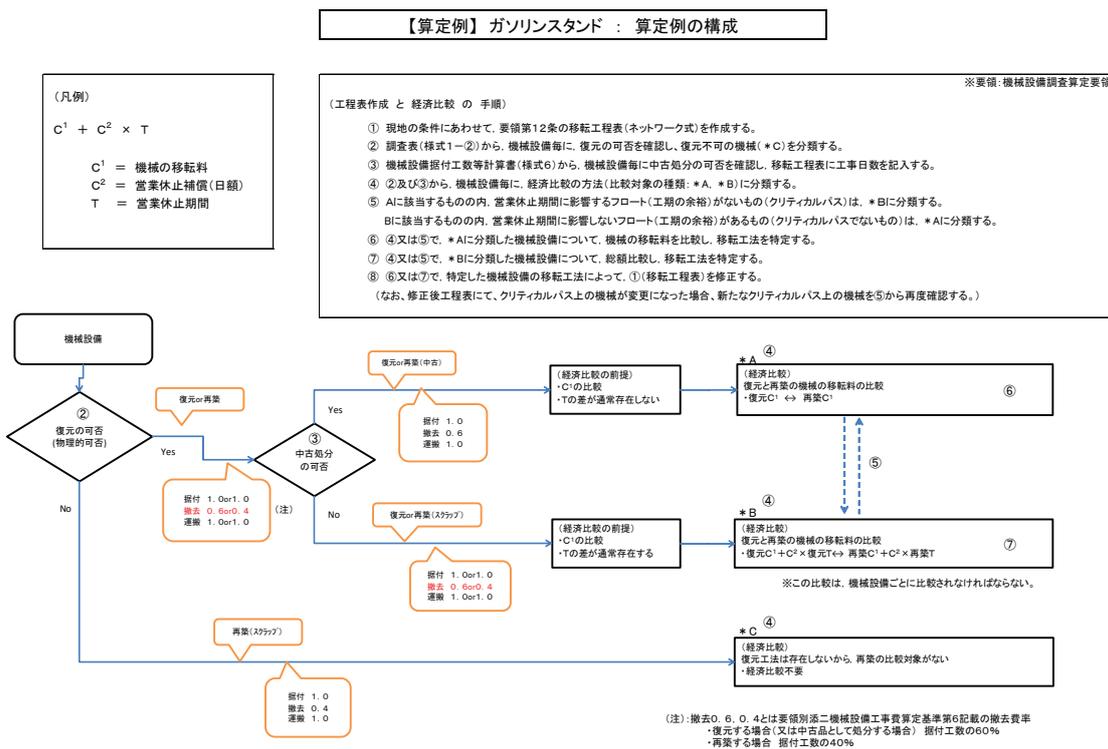
そのため、「2通りのアプローチ」と「3例の算定例」以外にも『総額比較』を充たす方法がないわけではないが、少なくとも本報告書に記載のこれらについては、『総額比較を行うこと』との求めを充たすものであるとしてとりまとめられた。

## II フォローアップの結果

平成31年4月から実務において実施する中で、以下の点について意見があった。

【算定例】ガソリンスタンドの算定例の構成のフロー図について、機械設備の移転料の経済比較を、復元と再築の営業休止期間に差が生じない場合（移転料のみの比較）（A）と、復元と再築の営業休止期間に差が生じる場合（営業休止期間を考慮した比較）（B）と、復元が存在しない場合（経済比較不要）（C）に分類することとしているが、総額比較において、機械設備の移転工程表のクリティカルパスに該当する機械設備については、（A）→（B）となる場合も想定されるが、その場合の取扱いが表記されておらず、誤解を生じる可能性がある。

上記を解消するため算定例の構成のフロー図において、（A）→（B）に該当する場合もフローに盛り込むこととし、現フローを以下のとおりとした。



## 2. 附帯工作物の経済比較の取扱いについて

### I 検討の概要と論点

附帯工作物の移転工法を認定するにあたっては、運用方針に工作物の移転料については、建物の移転料の算定方法に準じて算定するとされ、取扱要領には、工作物のうち、附帯工作物の移転料は、建物の移転工法における復元工法及び再築工法の算定式に準じ、それぞれ復元費及び再築費として算定するものとされている。

一見、附帯工作物の移転工法については、復元工法と再築工法の2種類であると見受けられるが、上位規定である、運用方針に規定されている「建物の移転料の算定方法に準じる」との整合について、整理するとともに、移転工法を特定しようとするとき、経済的合理性を求める、「経済比較」について検討することとした。

特段の断りがない限り、文中の表現は、以下のとおりとする。

- 「算定」・・・・・・・・・・特定した移転工法に基づいて積算すること。
- 「経済比較」・・・・・・・・・・単に、比較対象の経済的合理性を検討すること。
- 「補償基準」・・・・・・・・・・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- 「運用方針」・・・・・・・・・・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針
- 「取扱要領」・・・・・・・・・・国土交通省損失補償基準取扱要領
- 「附帯要領」・・・・・・・・・・附帯工作物調査算定要領
- 「近畿用対」・・・・・・・・・・近畿地区用地対策連絡協議会
- 「標準書」・・・・・・・・・・近畿地区用対連損失補償標準書
- 「運用申し合わせ」・・近畿地区用対連運用申し合わせ

## II 検討の前提

### II-1 検討の前提とする規定

#### (検討の前提とする規定)

検討の前提とする規定などは、「損失補償基準」、「運用方針」、「取扱要領」、「建物要領」、「附帯要領」、「運用申合せ」などとした。

#### (補償基準)

##### 第16条

取得する建物その他の土地に定着する物件（以下「建物等」という。）に対する補償については、第1節に規定する土地の取得に係る補償の例による。

##### 第30条第1項（建物等の移転料）

土地等の取得又は土地等の使用に係る土地等に建物等（立木を除く。以下この条から第33条まで及び第45条において同じ。）で取得せず、又は使用しないものがあるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するものとする。この場合において、建物等が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、当該建物等の所有者の請求により、当該建物等の全部を移転するのに要する費用を補償するものとする。

#### (運用方針)

##### 第16条

土地等を取得する場合において、基準第30条（建物等の移転料）は、次により処理する。

1 建物の移転料については、次により算定するものとする。

(1) 建物を移転させるときは、通常妥当と認められる移転先を残地又は残地以外の土地のいずれとするかについて認定を行った上で、当該認定に係る移転先に建物を移転するのに通常妥当と認められる移転工法の認定を行い、当該移転先に当該移転工法により移転するのに要する費用を補償するものとする。この場合において「移転」とは、従前の価値及び機能を失わないよう、土地等の取得に係る土地に存する建物を当該土地の外に運び去るすべての方法をいうものとする。

(略)

(5) (1)に掲げる通常妥当と認められる移転工法は、次のとおりとするものとする。

##### 一 再築工法

残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認めら

れる場合に採用する工法（以下「構外再築工法」という。）及び残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する工法（以下「構内再築工法」という。）

二 曳家工法

曳家後の敷地と建物等の関係、建物の構造及び用途、建物の部材の稀少性の程度等を勘案して、建物を曳家することが合理的と認められる場合に採用する工法

三 改造工法

建物の一部（土地等の取得に係る土地に存する部分と構造上又は機能上切り離すことができない残地に存する部分を含む。）を切り取り、残地内で残存部分を一部改築し、又は増築して従前の機能を維持することが合理的と認められる場合に採用する工法

四 復元工法

文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により指定されている場合（文化財保護法第57条の文化財登録原簿に登録されている場合を含む。）その他原形で復元することが合理的と認められる場合に採用する工法

- (6) 建物の移転料は、移転工法ごとに次の各号に掲げる式により算定した額とする。  
 この場合において、取りこわし工事費、切取工事費及び解体工事費には整地費及び廃材処分費を、曳家工事費には整地費を、補修工事費、切取面補修工事費、残存部の一部改増築工事費及び復元工事費には補足材費をそれぞれ含むものとする。

一 再築工法

建物の現在価額＋運用益損失額＋取りこわし工事費－発生材価額

ただし、(4)第2号に基づき残地を通常妥当と認められる移転先と認定したときは、階数の増加又は建物の形状の変化に伴う構造材、設備又は建物面積の変化等を考慮に入れて算定する従前の建物に照応する建物の推定建築費から従前の建物の推定再建築費を控除した額を上式に加えるものとする。

運用益損失額 従前の建物の推定再建築費と従前の建物の現在価額との差額に係る従前の建物の耐用年数満了時までの運用益に相当する額。建物の現在価額と運用益損失額との合計額は、従前の建物の推定再建築費に次式による再築補償率を乗じて算定するものとする。

再築補償率＝

$$(1 - 0.8 \frac{n}{N} + \alpha) + (0.8 \frac{n}{N} - \alpha) \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n+\alpha}} \right\}$$

n 従前の建物の経過年数

N 従前の建物の標準耐用年数

α 価値補正率従前の建物が木造建物である場合における柱の寸法及び屋根、内壁、外壁、柱、土台等の補修の状況を考慮した従前の建物の価値の補正率

r 年利率

二 曳家工法

曳家工事費＋補修工事費

三 改造工法

切取工事費+切取面補修工事費+残存部の一部改増築工事費-発生材価額

四 復元工法

解体工事費+運搬費+復元工事費-発生材価額

五 除却工法

イ 建物の一部を切り取る場合

切取部分の現在価額+切取工事費+切取面補修工事費-発生材価額

ロ 建物を再現する必要がないと認められる場合

建物の現在価額+取りこわし工事費-発生材価額

2 工作物の移転料については、次によるほか建物の移転料の算定方法に準じて算定するものとする。

- (1) 移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物については、原則として、建物の復元工法に準じて算定するものとする。
- (2) 建物に附随する工作物（大規模な工作物を除く。）については、原則として、建物の移転料として算定するものとする。

**(取扱要領)**

第7条の3

運用方針第16（建物等の移転料）第2項に定める工作物のうち、附帯工作物の移転料は、次により処理する。

1 附帯工作物の移転料は、同第1項で定める建物の移転工法における復元工法及び再築工法の算定式に準じ、それぞれ復元費及び再築費として、次により算定するものとする。

- (1) 復元費=復元工事費（運搬費を含む。）+解体処分費-発生材価額
- (2) 再築費=附帯工作物の現在価額（再調達価格×現価率）+運用益損失額  
+解体処分費-発生材価額

**(附帯要領)**

**第1条（適用範囲）**

この要領は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知）第16第2項に規定する工作物の移転料のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の附帯工作物は、次表に区分する工作物のうち、附帯工作物の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変

	電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水 設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該 施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	<p><u>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</u></p> <p><u>門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</u></p>
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

第2条第1項

この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

第2条第2項

この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

第2条第3項

この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

第2条第4項

この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

**(用対解説 P 3 1 1 2)**

7 標準的移転工法

- (1)再築工法
- (2)曳家工法
- (3)改造工法
- (4)除却工法
- (5)復元工法

### Ⅲ 経済比較の検討

#### Ⅲ-1 経済比較の比較対象とする移転工法の種類

##### Ⅲ-1 (1) 移転工法の種類

経済比較をするためには、比較対象を特定する必要がある。

比較対象とする移転工法は、運用方針第16第2項が同条第1項を準用することから、工作物においても建物同様に、再築工法、曳家工法、改造工法、復元工法、除却工法があることとされている。

工作物が準用する建物の移転料については、運用方針第16第1項に示され、(1)に移転先と移転工法を認定すること、(2)に除却工法、(3)に関連移転、(4)に移転先の認定、(5)に移転工法の種類と認定の基準、(6)に各移転工法の算定方法、(7)に借家人の附加したもので構成されている。

##### (工作物が準用する運用方針第16第1項)

- (1) 通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法を認定すること。
- (2) 除却工法。
- (3) 関連移転。
- (4) 移転先の認定。
- (5) 移転工法の種類とその認定基準。
- (6) 移転工法毎の算定方法。
- (7) 借家人の附加したもの。

工作物の移転料の規定は、運用方針第16条2項が「工作物の移転料については、次によるほか建物の移転料の算定方法に準じて算定するものとする。」とされ、第1号に復元工法に準じて算定する場合、第2号に附随工作物を算定する場合、第3号に庭園を算定する場合の特記事項(読み替え)を除き建物と同様としていることから読みとれる。

**(工作物の移転料を算定する場合の特記事項)**

(運用方針第16第2項)

- (1) 復元工法に準じて算定する場合
- (2) 附随工作物を算定する場合
- (3) 庭園を算定する場合

附帯工作物の移転料は、取扱要領第7条の3第1項に「附帯工作物の移転料は、同第1項で定める建物の移転工法における復元工法及び再築工法の算定式に準じ、それぞれ復元費及び再築費として次により算定するものとする。」と規定されている。(算定式及び第2項 省略)

実際の運用においては、曳家工法と復元工法は“ばらして運ぶ”との類似の性格を持つが、建物のように異なる算出方法(算定要領)を持たず、工作物において、これを明確に区分することはなく、曳家工法と称して認定することは考えにくい。

また、附帯工作物の本体を改造し移転することについては、木製類、コンクリートブロック類等の**附帯工作物の区分、附帯工作物**本体の範囲をどの様に認定するかについて、一定の整理が必要と考えるが、実務上において改造工法の認定は少数と慮する。

**(附帯工作物の移転工法の種類)**

(基準上の種類)・・・再築, 曳家, 改造, 復元, 除却

(運用上の種類)・・・再築, 復元, 除却

(算定方法が明示されているもの)・・・再築, 復元

また、用対連基準の解説(P3137)によれば、「15.附帯工作物の移転料についても機械設備と同様、復元工法及び再築工法の算定式が定められている。」とされ、復元工法と再築工法の算定式は示されているが、その他は建物の算定式に準じることを明らかにしていることから、基準上、工作物の移転工法が復元と再築に限定されていないこと、また、復元が原則採用される工法でないことが確認できる。

### Ⅲ－１（２） 経済比較の比較対象とする移転工法の組合せ

前述の移転工法（運用上の種類：再築，復元，除却）は常に比較対象となる関係にあるわけではない。

例えば，建物の場合について言えば，除却工法は再現する必要がない場合（運用方針第１６第１項（２））に認定するものであり，再築工法は建物を建築することが合理的と認められる場合（運用方針第１６第１項（５）），復元工法は建物を原形で復元することが合理的と認められる場合（運用方針第１６第１項（５）四）に認定するものであることから，再現することを目的とする再築工法と復元工法は同時に検討する（比較する）こととなるが，除却工法は目的を異にすることから，これらと同時に検討する（比較する）ことはない。曳家工法や改造工法も同様である。

これらに，構内か構外かの認定（運用方針第１６第１項（１））を加えて，「通常妥当と認められる移転先」に「通常妥当と認められる移転工法」を認定することとなり，その具体は近畿用対が「建物移転工法のフロー」として申し合わせ，運用されている（移転工法認定のフロー）。

以上のことから，工作物の移転工法フローは建物の移転工法のフローに，前述の工作であることの特徴（運用方針、運用上の種類）から別紙のフローとして表現できる。

## Ⅳ まとめ

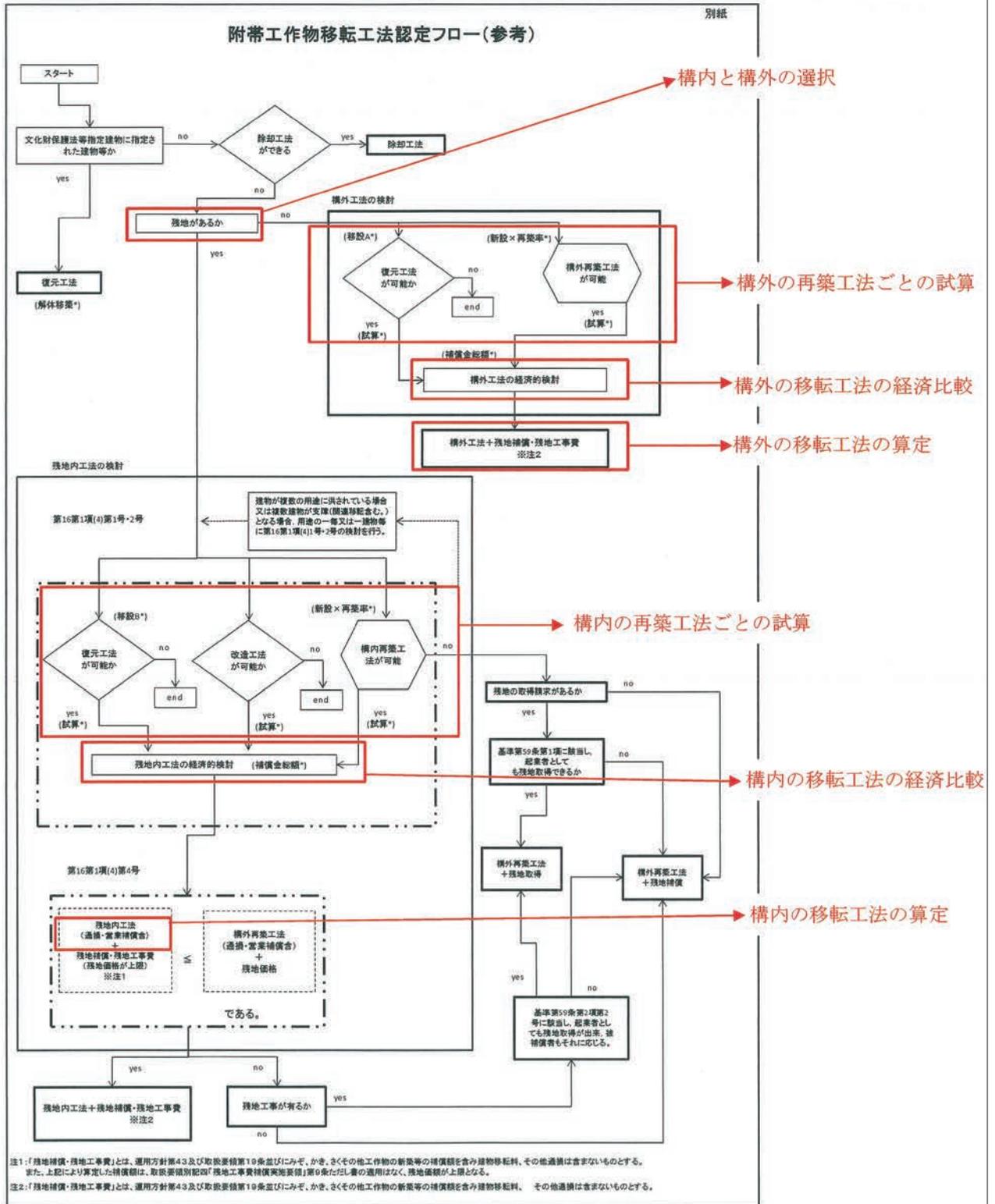
実務上，附帯工作物において検討する移転工法は，再築工法，復元工法，除却工法となるが，移転工法を認定する過程で，経済比較のために試算（額）を要するのは前２者となることは前述のとおりであり，標準書（H31）の基準要領編には，附帯工作物移転料算定留意事項に上記の移転工法の採用及び経済比較について記載されている。

今回、附帯工作物の経済比較においては、実務上採用されている移転工法以外の工

法についても整理すべく、駐車場、住宅、店舗、工場、広告看板等の複数の用途別に  
附帯工作物の補償事例を30件抽出し検討を試みたが、改造工法の適用については検  
討が必要と判断し、時間的な制約もあり結論までは至らなかったが、実務上の移転工  
法の認定及び経済比較における認識の共有を行った。

別紙

附帯工作物移転工法認定フロー(参考)



### 3. 消費税等相当額の補償についての検討

#### I 検討の概要と論点

「国土交通省の直轄の公共用地の取得に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（以下「取扱い通知」という。）により建物等の移転料の補償に伴う、消費税額又は消費税相当額（以下、「消費税補償額」という。）を適正に算定のうえ、補償することとされている。

適正な算定を行うための消費税補償額の要否判定にあたり、補償内容を反映した申告を想定する必要があるが、実際のところ出来ていないところもある。

また、複数部門をもつ個別対応方式の課税事業者が補償の対象となった時、どのように要否判定を行うのかも区々なところもある。

よって、令和元年度の補償技術検討会において、上記2点を中心に「適正な消費税補償額の算出のための要否判定の方法」を検討し、判定方法の統一化を目指すものである。

#### 検討事項

- ① 消費税補償額の要否判定を行うための必要な資料
- ② 複数部門の課税事業者（個別対応方式）に対する消費税補償額の要否判定について

## II 検討事項① 消費税補償額の要否判定を行うための必要な資料

消費税補償額の要否を判定するうえで、前提は下記のとおりとなる。

### ● 「用地調査等業務共通仕様書（H31.3.19 国近整用企第106号）」

（消費税等に関する調査等）

第107条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

第108条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）

十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書

十六 その他の資料

- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第109条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国土交通省国土用第149号土地・建設産業局地価調査課長通知。別添-5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第14号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

● 「用地調査等業務費積算基準（H31.3.19 国近整用企第105号）」

第14 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり、消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表14-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師A	0.15	0.09	—	0.24人	
			技師B	0.15	0.13	—	0.28人	

## (2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 14 - 2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師A	0.06	0.09	—	0.15人	
			技師B	0.06	0.13	—	0.19人	

上記より、消費税補償額の要否を判定するための収集する資料は明示されている。

これは、積算歩掛けに示されている、営業補償を伴う場合にも含まれるものである。

営業補償を伴う場合は、伴わない場合に比べ、歩掛け（外業）が少ないのは、営業資料を収集する時に、併せて収集する意味で手間が少ないとの解釈であり、収集する資料に変化があるわけではない。

しかし、上記に示された資料を収集し、「取扱い通知」に示された別添-5のフローを参考に要否判定を行っても、適正な判断をすることが出来ない。

それは、補償費を含めた次回の申告を正しく判定して消費税補償額の要否を判断していないからである。

例えば、簡易課税制度を選択している課税事業者へ用地補償を行うとき、このフローに従い、次回も簡易課税制度を選択するとの前提で行ってしまうことになる。

しかし、簡易課税制度を選択すると2年固定される仕組みとなっており、2年目であれば、次回も簡易課税制度を選択するは不確かである。

そのように、税制度を理解したうえでの、消費税補償額の要否を判定する必要がある。

そこで、本研究会（消費税班）では、補償対象となる課税事業者に、次回の申告をどのように行うか聞き取りを行うことが提言された。そのため、下記の様式を作成した。

令和 年 月 日

消費税の申告方式等に関する申出書

殿

住所

商号

代表者名

印

令和 年 月 日から令和 年 月 日の課税期間の消費税の申告について、下記の申告方式の選択を行うことを申告します。

記

1. 課税事業者に関する選択	課税・課税選択・課税選択不適用・免税
※課税選択の場合	選択の開始年度 年(度)から
① 基準期間における課税売上高	円 (≦ 1,000 万円の場合は②へ)
② 前期上半期における給与等支払額	円 (> 1,000 万円の場合は③へ)
③ 前期上半期における課税売上高	円
2. 簡易課税に関する選択 (1.①が > 1,000 万円かつ≦ 5,000 万円の場合)	選択・選択不適用・選択しない
※簡易課税選択の場合	簡易課税選択の開始年度 年(度)から
3. 仕入税額控除に関する選択 (課税売上割合 95%未満又は課税 売上高 5 億円超の見込みの場合)	個別対応方式・一括比例配分方式・未定
※個別対応方式の場合	課税売上割合に準ずる割合の申請 有・無
※一括比例配分方式の場合	選択の開始年度 年(度)から
4. 移転対象項目の課税仕入れ区分 (3.の回答が個別対応方式または 未定の場合)	課税売上のみ・非課税売上のみ・共通

本様式を営業調査又は消費税調査の際に用いることとし、近畿地方整備局の特記仕様書へ上記様式を追加のうえ、下記のとおり条文を追加し、請負においても用いることができるように行うこととした。

#### 第7章 営業その他の調査

(新規賃貸事例の収集及び算出)

第〇条 従前の賃借建物に照応する建物の新規賃貸事例の収集（5事例程度）及び算出を受注者において行うものとする。なお、地域内に新規賃貸事例が無い場合等の取扱いについては、別途監督職員の指示によるものとする。

(消費税等調査)

第〇条 土地等の権利者が消費税法第2第4号に規定する事業者であるとき、共通仕様書第108条の資料を収集するほか、別添様式第10号により次回の消費税申告方式等の申出を受けるものとする。

この申出書を活用して、「取扱い通知」の別添-5のフローを参考に消費税補償の要否を判定することで、より適正に消費税補償額の要否判定が行えることとなる。

### Ⅲ 検討事項② 複数部門の課税事業者（個別対応方式）に対する消費税補償額の要否判定について

個別対応方式を選択する課税事業者で、複数の部門がある消費税相当額の補償について、部門毎に行うのか、会社合算で行うのか疑義があるところである。

「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失補償等に関する消費税等の取扱いマニュアル」（平成26年4月 公共用地室）Ⅶ QA27（P108）

Q 2種類以上の事業を営んでいる事業者の課税売上割合の算出にあたって、土地代金は事業の種類ごとの総売上高に加算するのか、又は全業種の総売上高に加算するのか。

A 課税売上割合とは、事業者が当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額に占める課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の割合をいうものとされている（法30条6項）。この対価の額の合計額をいうことの意味は、課税売上割合の計算は、事業所単位又は事業部単位等で行うことができないということであって（通達11-5-1）、したがって、本問のように事業区分ごとに土地代金を割り振る必要はなく、全業種の総売上高に加算すればよいことになる。

とされている。

これは、当該課税事業者が確定申告を行う際の「課税売上割合」を全業種に加算するとの意味で、消費税補償額の算出にあたり合算で行うとの意味ではない。

さもなければ、「取扱い通知」がいう、適正な補償金の算出を行うことができないわけである。（補償用の課税売上割合を出す必要がある）

なお、「一括比例配分方式」を採用する課税事業者であれば、業種毎に見積もる必要がないことから、全業種で検討することとなり、本件の対象は、「個別対応方式」を採用する課税事業者である。

個別対応方式の課税事業者のとき、課税売上割合が95%以下で売上高が5億以上の場合、補償金の仕入れの区分は、

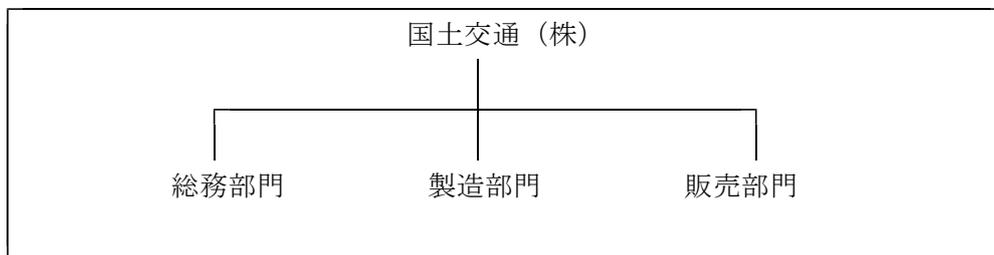
イ 課税売上げにのみ対応するものか

ロ 非課税売上げにのみ対応するものか  
 ハ イ及びロに共通するものか  
 である。

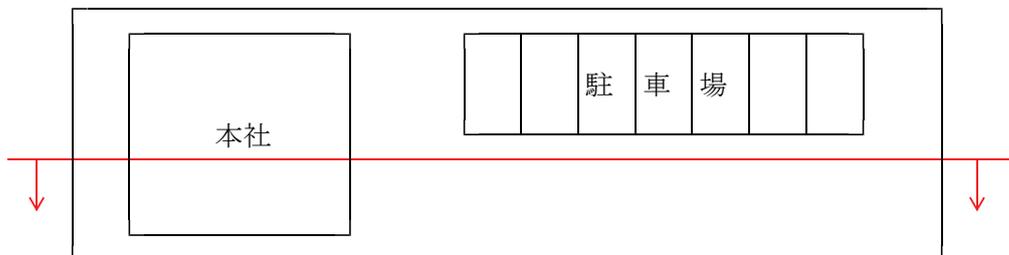
以下は、検討したものである。

【検討】

事業に支障となる課税事業者の概要



【事例 1】

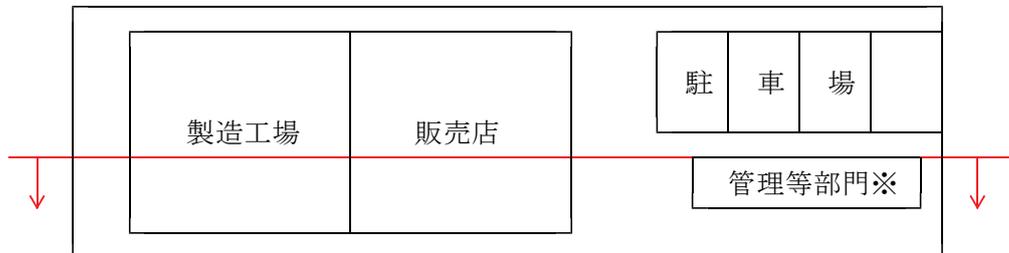


事例 1 は、本社ビルが支障となる場合である。

本社は各部門の機能を管理等行う場所であり、売上げを持たないところであるが、有価証券の譲渡や預金の利子など非課税売上げが存する。

この場合、上記の区分によれば、ハの消費税相当額の「一部補償」に該当する。

【事例 2】



事例 2 は、製造部門と販売部門が支障となる場合である。

※管理等部門については、課税事業者の概要のうち、如何なる部門に属するかを確認する必要がある。

【事例 2 - 1 の例】

工場で製品を製造し、販売店でその製品を販売してる形態であり、課税売上げのみである。※管理等部門については、製造、販売部門に属する業務を行っている。

この場合、上記の区分によれば、イの消費税相当額の「補償なし」に該当する。

【事例 2 - 2 の例】

工場で製品を製造し、販売店でその製品を販売してる形態であり、課税売上げのみである。※管理等部門については、製造、販売部門に属する業務と、本社機能（総務部門）を行っている。

この場合、上記の区分によれば、製造、販売部門に属する補償対象物は、イの消費税相当額の「補償なし」に該当する。

また、管理等部門に属する補償対象物は、ハの消費税相当額の「一部補償」に該当する。

したがって、事例 2 - 2 の例では、補償対象物毎に消費税補償額の判定に違いがあることが確認できた。

【事例 2 - 2 の計算例】

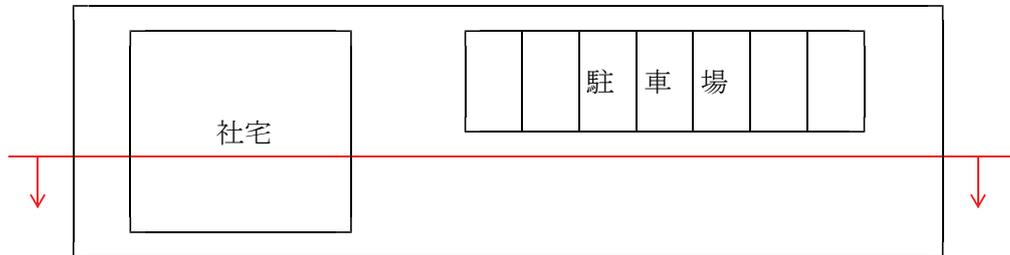
製造工場の建物等補償額 + 消費税相当額補償（なし）

販売店の建物等補償額 + 消費税相当額補償（なし）

管理等部門の建物等補償額 + 消費税相当額補償（一部補償）

工作物、動産移転料、移転雑費補償額も上記計算式に準じて区分する。

## 【事例3】



事例3は、当該社の社宅が支障となった場合である。

社宅の取扱いは、家賃を徴収しているか否かを調査する必要がある。

## 【家賃なし】

社宅は、社員のための住まい（福利厚生の側面）であり、売上げは持たない。

この場合、上記の区分によれば、ハの消費税相当額の「一部補償」に該当する。

## 【家賃あり】

社宅は、家賃を徴収しているため、非課税収入がある。

この場合、上記の区分によれば、ロの消費税相当額の「補償あり」に該当する。

上記の事例を部門関係なしに1つの課税事業者として算定すれば、「一部補償」又は「補償なし」に該当することとなるが、個別対応方式の課税事業者の消費税補償額要否を判定すれば、それぞれにイ～ハの区分を検証することになるので、より適正に消費税補償額の要否を判定することができるものと確認できた。

この見地に立てば、複数部門の課税事業者（個別対応方式）の場合、合算で行えば、事実と異なる消費税相当額を補償する要否判定を行うこととなる。

よって、本検証を補償コンサルタント協会近畿支部及び近畿地方整備局で認識を共有し、適正な補償に寄与することを期待したい。

# 補償システムIT委員会レポート VOL.1

近畿支部 補償システム IT 委員会  
担当副支部長 梶 雅弘  
委員長 今井 信宏

## はじめに

補償コンサルタント業界においてもよく聞かれるi-Constructionとは、ICTを利用して建設現場の生産性を向上させることを目指して2016年度に始まった国土交通省の取り組みですが、今日では「働き方改革」やコロナの感染防止対策としてもあらゆる場面でICTの活用が推進されています。

当委員会では、昨年度まで「補償業務委員会」の部会として「近畿支部標準補償算定システム」に関する業務を担ってきた「補償理論システム部会」の業務を引き継ぐとともに、新たに補償コンサルタント業務における様々なIT（ICT）の活用の検討やIT（ICT）に関する有用な情報等を会員の皆様に発信していくこととしています。

## 「近畿支部標準補償算定システム」の操作技術説明会について

昨年度までの「近畿支部標準補償算定システム」の操作技術説明会は、受講者のみなさんが近畿支部の事務局にノートPCを持参し、3名程度の講師によりシステムの初期設定から操作方法までを直接指導していただく形で実施してきましたが、今般の新型コロナウイルスの感染の拡大により、集合形式での実施が難しくなったため、現在、リモートによる講習会の実施について準備を進めております。準備ができ次第、皆様にご案内させていただきます。

## 「近畿支部標準補償算定システム」の機能の充実

「近畿支部標準補償算定システム」につきましては、昨年までは補償金の算定要領等の改正に基づくシステムの変更に尽力してまいりましたが、今後は当委員会において、新たにシステムの機能

面の充実についても検討を行うとともに皆様に提供させていただく予定です。

## 補償コンサルタント業務におけるIT活用に関するアンケートの実施について

新しい委員会の事業の一つであります、補償コンサルタント業務における様々なIT（ICT）活用の検討や会員への有用な情報等の発信については、「少しでもITを活用した業務の遂行について」を委員会のテーマとして私たちの日常行っている業務の身近なところを中心にIT活用の検討と情報提供をして参りたいと考えています。

手始めといたしましては、新型コロナウイルスの感染の拡大とともに急速に普及しておりますWeb会議システム（Zoom、Microsoft Teams等）を活用した発注者との打ち合わせや完了検査等を行った事例や方法、評価などを会員の皆様にご紹介したいと考えています。

つきましては、Web会議システムの活用実態を把握すべく会員の皆様にアンケート調査を実施したいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

## さいごに

今日のコロナ禍により、今までと同様の働き方を続けることがあらゆる場面で非常に難しくなっています。偶然ではありますが、今年度より近畿支部に『補償システムIT委員会』が発足いたしました。当委員会の活動は、まさに時機相応の皆様にとっても大変期待を寄せていただけるものと確信しておりますし、私たち委員会メンバーもその期待に応えるよう努力いたす所存です。会員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 業務内容

- 権利者確認調査
- 土地評価業務
- 建物等の調査積算
- 機械・生産設備
- 立竹木・庭園・墳墓等
- 営業・特殊補償
- 予備調査
- 移転工法案の検討
- 補償説明
- 事業確認申請図書作成
- 事業損失
  - 建物等の事前事後調査
  - 費用負担額の積算・説明
  - 日陰・電波障害・水枯湯等
- 振動・騒音調査、測量、設計

おかげさまで  
57周年

補償コンサルタント  
登録(第145号)

登録部門  
土地調査  
土地評価  
物件  
機械工作物  
営業・特殊補償  
事業損失  
補償関連  
総合補償

社団法人  
日本補償コンサルタント協会会員

用地補償総合コンサルタント

 **sanwa**

株式会社 三和綜合コンサル

<http://www.sanwa-sc.co.jp>

大阪本社  
〒535-0021 大阪市旭区清水1丁目5番21号  
TEL(06)6951-6211 FAX(06)6951-6244

姫路支店  
〒670-0941 姫路市若菜町2丁目25番地  
TEL(079)226-5310 FAX(079)226-5311

滋賀支店  
〒520-0043 大津市中央2丁目1番6-102号  
TEL(077)522-2741 FAX(077)522-2742

和歌山支店  
〒640-8331 和歌山市美園町4丁目36番地  
TEL(073)402-2751 FAX(073)402-2752

京都支店  
〒607-8142 京都市山科区東野中井ノ上町1番25-506号  
TEL(075)583-5730 FAX(075)583-5731

奈良支店  
〒630-8441 奈良市神殿町327番2-108号  
TEL(0742)50-1022 FAX(0742)50-1023

九州支店  
〒812-0014 福岡市博多区比恵町2番7号  
博多東エース 15階  
TEL(092)434-7134 FAX(092)434-7135



## 株式会社 公共補償設計

代表取締役社長 杉坂 真人

弊社は和歌山県に本社を置き、大阪、奈良と、主に近畿圏で働かせていただいております。今年で創業15周年を迎えますが、今日に至るまでの実績の約6割以上が和歌山県からの受注であり、いわば和歌山県に育てていただいたといっても過言ではない。そのような会社でございます。

創業以来、当社では事業損失の分野における業務を主に手掛け、建物の損傷、日照障害、水枯渇など一般的な補償問題の他、自然災害に伴うもの、営業収益損害等々、損害賠償系補償の分野で特に真面目に取り組んでまいりました。そのような歩みを経て数々のご用命を賜り仕事をこなして参りましたが、良いご評価を頂くときもあれば、時には厳しいご評価も頂くことも屡々ございました。そんなこんなで今日まで猛進してきた次第でございます。

社内的人员におきましても、現在では20代30代が半分以上を占め、若い人材育成にも日々力を入れております。昨今世の中を騒がせております新型コロナウイルスや大災害など数々の苦難の中にある今、この混乱の続く中に様々な難題が幾度と立ちはだかり、マスメディア界などでは何かにつけて「補償」という言葉が飛び交い、補償とは何だろうか？と、改めて考えてしまうそんな毎日でございます。

私たち補償コンサルタントが手掛けるお仕事においても、更に複雑化、多種化するのではないかと

とあれこれ瞑想に耽け、臆気ながら何か大きく変わっていくような気も致します。これからは今までとは違い、知恵とアイデア無しには解決できない案件も数多く出てくるのではないかと料します。

私たち補償コンサルタントにできることは？と絶えず自分に問いかけながら、弊社所属社員役員一同、思いを一つにして頑張っていきたいと考えております。

この度は、補償コンサルタント協会の群れに加えてくださり厚く御礼申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

### 【会社概要】

社 名：株式会社 公共補償設計  
本 社：和歌山県橋本市紀見ヶ丘3丁目15-3  
本社分室：和歌山県橋本市慶賀野280-1  
T E L：0736-26-7011  
F A X：0736-26-7012  
事 業 所：大阪営業所・奈良営業所  
設 立：平成18年10月17日  
代 表 者：代表取締役 杉坂 真人<sup>まこと</sup>  
資 本 金：1,000万円  
登 録：補償コンサルタント 補30-4701



## 日本振興株式会社

代表取締役 伊達 多聞

弊社は昭和50年・51年に四国地方に多大な被害をもたらした台風災害復旧事業をきっかけに、翌年の昭和52年3月に創業した建設コンサルタント会社でございます。

弊社の事業内容は発注者支援業務と呼ばれる少し特殊な事業であり、公共工事の工程管理や品質管理を行う施工管理業務や、公共事業の執行に必要な様々な資料の作成や整理を支援する資料作成業務、公共工事の発注に必要な工事予定価の算出を支援する積算技術業務など、多岐にわたる業務を国交省中心に各公共機関から受注し、この発注者支援業務を中核に測量業務や設計業務を実施しております。

補償コンサルタント分野に関しては、平成元年にコンサルタント登録を行い小規模ではありますが、現在まで業務をさせて頂いております。近年各地域にて用地補償関連業務の需要が増加していることから、更なるサービスの充実と技術と知識の研鑽の為、この度日本補償コンサルタント協会へ加入させて頂きました。

激甚化する自然災害や人口減少に伴う技術者不

足等、土木建設業界を取り巻く外部環境は年々厳しさを増しておりますが、公共用地の円滑な取得が、その後の公共事業推進にどれだけ重要であるかを心がけ、協会会員として全国のインフラ整備に微力ながら寄与できるよう努力して参りますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【会社概要】

社 名：日本振興株式会社

本 社：大阪府泉南市りんくう南浜3番地2

T E L：072-484-8400

F A X：072-484-8401

資本金：1億円

登 録：補償コンサルタント 補29第1788号

建設コンサルタント 建30-4111号

測量業者登録 登録第(10)-8855号

地質調査業 質01第1535号

一級建築士事務所 (イ)第25401号

労働者派遣事業 派27-302974



## 復建調査設計株式会社 大阪支社

大阪支社長 矢木 一光

弊社は昭和21年（1946年）に戦後からの国土の復興を目指し社団法人として発足した後、昭和35年（1960年）に株式会社となり現在に至っています。その間一貫して、関係者の皆様のお力添えと先輩諸氏の尽力により、時代の潮流に対応した国土形成の構築に寄与する社会資本整備の一翼を担ってまいりました。

昨今では、大地震や、気候変動等により頻発する豪雨など大規模自然災害への備え、復旧・復興支援、老朽化するインフラ施設の更新や維持管理など、国民が安心して暮らせる安全な国土形成が我々建設コンサルタントの主要な活動になっています。

このような事業活動に関して、弊社は、これまでに蓄積した技術や経験をさらに研鑽し続けることに加え、これまでを超えた役割への挑戦と先進的なデジタル技術の取り込みなどを積極的にはかり、社会への貢献度合いを高めていくとともに、自らも進化を図っていく所存です。これらの取組みについて、弊社グループ・提携企業とも意識を共有し、連携を深めることで、より広く、大きな効果を発揮してまいります。

創業以来の社是である、「進取、協力、信頼」を基本とし、企業理念に掲げる「未来社会創造企業」として今後も存続・成長しながら社会貢献を果たしていくため、誠心誠意尽力する所存であります。ステークホルダーである国民や発注者の皆様、役職員や諸先輩等、関係各位のご理解とご支援、ならびにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

用地関連部門においては、現在登録している7部門の業務を幅広く遂行しており、公共用地取得に携わる中で、総合用地補償コンサルタントとしての自覚を持ち、各社員が専門技術の向上に日々努めています。

今後は、当協会員としての誇りと責任を持ち、起業者、協会員皆様からの信頼が得られるよう、努力してまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【会社概要】

社名：復建調査設計株式会社

所在地：〒732-0052

広島市東区光町二丁目10-11

創業：1946年12月01日

資本金：授權資本金：5億円

払込済資本金：3億円

代表者：代表取締役会長 小田 秀樹

代表取締役社長 来山 尚義

社員数：658名（令和2年4月30日現在）

売上高：131.4億円（令和元年度完成業務高）

登録：建設コンサルタント登録（国土交通大臣 建01第10）

測量業者登録（国土交通大臣 第(15)-115号）

地質調査業者登録（国土交通大臣 質29第183号）

補償コンサルタント登録（国土交通大臣 補30第190号）

土地調査部門/物件部門/事業損失部門/補償関連部門

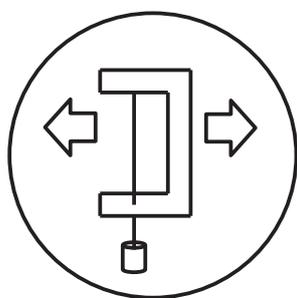
営業補償・特殊補償部門/機械工作物部門/総合補償部門

一級建築士事務所（広島県知事登録 20(1)第2034号）

建設業者許可番号（国土交通大臣 特-29第10727号）



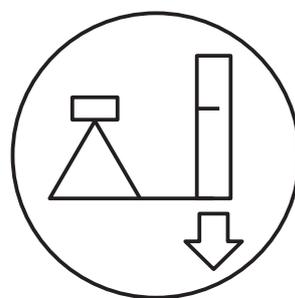
費用算定



傾斜測定



記録・撮影



水準測量

事業損失調査の専門業者です



株式会社 **ケンセイ**

本社: 〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館

TEL. 06-6323-6781 / FAX. 06-6320-3594

## 親睦委員会便り

### 令和2年度下期編

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

親睦委員会 委員長 永井 晴夫

会員の皆様には、近畿支部の親睦委員会事業にご協力頂きありがとうございます。

令和2年度の下期における会員親睦事業は、コロナ禍にはあったものの感染症予防対策を十分に取つつ、第8回イカ釣り大会、第67回JCC互留歩大会、そして令和2年度秋のハイキングを開催することが出来ました。皆様の感染症予防対策へのご協力については大変感謝しております。

今後も会員親睦事業については、引き続き感染症拡大の状況に留意しつつ、政府及び自治体の指導・方針等を遵守しながら検討して参ります。

以下に、それぞれの行事について担当幹事から報告させていただきます。

#### 1. 秋のハイキング（比叡山延暦寺と大原三千院）

ハイキング担当幹事 永井 晴夫

令和2年度のハイキングは、コロナ禍により開催も危ぶまれましたが、11月14日（土）感染症予防対策を充分取ったうえで開催をいたしました。

今回は、京阪定期観光バスを貸切りという形で利用して、朝9時20分JR京都駅を参加者32名で出発しました。天気は雲一つない快晴。朝は少し寒かった気温も、お昼には心地よいくらいに上昇してくれました。

行先は【比叡山延暦寺】そして【大原三千院】です。



比叡山延暦寺は紅葉真っ盛り



延暦寺にて

まず、バスは京都の市街地を抜けて比叡山ドライブウェイへ。

延暦寺は、根本中堂を中心とした東塔をはじめ、西塔、横川の3つの区域に分かれています。今回は東塔を目指します。

途中、時おり木々の合間から見える琵琶湖の景色を堪能することができました。

時期的に紅葉の季節ということで、境内の木々は見事に色づいていました。

延暦寺の総本堂である根本中堂は、現在10年計画で修復工事のため大きな鉄骨で作った温室のようになっていて、本来の姿を見ることができませんでしたが、薬師如来や1200年間灯されている「不滅の法灯」には心が洗われるような気持ちになりました。

次は奥比叡ドライブウェイを通って大原へ向かいました。

お待ちかねの昼食は、芹生の三千草（みちくさ）弁当です。

京都らしく綺麗な三段の重箱に入っていて、目でも楽しめました。

食べ終わったら三千院へ。

やはり見どころは美しい庭園です。

びっしりと生えている緑色の苔の上に広がっている紅葉の絨毯は絶景でした。

そして、ところどころに佇む「わらしべ地藏」のかわいらしい姿に癒されました。

人気の観光スポット2つを訪れることができ、参加者全員が満足するハイキングとなりました。

以上、簡単ですが秋のハイキングのご報告といたします。

ありがとうございました。



目でも楽しめる三段重



三千院も紅葉真っ盛り（白黒で残念です）

## 2. 第67回JCC親睦互留歩大会

ゴルフ担当幹事 今中 康生

秋のゴルフコンペは、10月15日（木）に西脇カントリークラブ（西脇市）にて開催されました。このような状況下でしたので、申し込み数を心配しておりましたが、フタを開ければ何のソノ。例年以上の方々にエントリーいただきまして、久しぶりに6組編成で開催することができました。大変にありがたいことで、参加者の皆様には改めて感謝申し上げます。

さて、そんなわけで意気揚々とスタートしましたが、まあ～すごい強風！本当に吹っ飛びそうな勢いで、もはやスイングどころの話ではありません。諦めの意味を含めて、皆さん思わず笑みがこぼれます。しかも、出だしのロングホールは真正面のアゲインスト、長い道のりでした。ショートホールはニアピンを設定しておりましたが、最終組まで誰も乗らず…。「だってこの風なもの」と言い訳した直後に、傘寿越えの先輩が残り福（2個も！）をサラッと拾っていかれました。素晴らしいの一言です。夕方には穏やかな天候に戻り、メンテナンスの行き届いた良いコースであることに、ようやく気が付きました…。心残りがありましたので、またリベンジしたいですね！

ダブルペリア方式（≒ランダムハンデ）ですので、そう易々とは優勝できないはずなんですが、この方には通用しないようです。初栄冠から3-3（！？）四方氏がまたまた優勝でございます！ゴルフってこんなに簡単でしたっけ！？

優勝	四方克明 氏（阪神測建）	グロス 95 / ネット 73.4
準優勝	高橋宏 氏（伊藤・梅原建築設計事務所）	グロス 98 / ネット 75.2
第三位	中西弘和 氏（平和ITC）	グロス 95 / ネット 75.8

次回は4月頃の開催を予定しています。多数のご参加をお待ちしております。



第67回 親睦互留歩大会

### 3. 第8回イカ釣り大会

イカ釣り担当幹事 園田 純也

親睦委員会行事で、今年で8回目になるイカ釣り大会を、コロナ禍ではありますが、感染症予防対策を徹底して開催いたしました(8月22日(土))。

今大会は、昨年そここの釣果に恵まれました兵庫県香美町香住区にある「浩龍丸」を、昨年は金曜日で参加者も少なかった事を反省し、土曜日に予約を取って開催する事としました。

土曜日開催とのこともあり、参加者が船の定員一杯の10名(昨年は6名)、ちなみに遠方の方は和歌山そして名張から参加して頂き、遠方まで本当にありがとうございました。

全員集合後16時30分にイカ爆釣を夢見て、意気揚々と出港しました。

当日は天候にも恵まれ、15分程で釣場に到着し皆さん準備し期待を込めての第一投!!スタートしました・・・が、当日は海上少し波があった関係で船も揺れ、釣開始早々に船酔いで1名がダウン、しばらくしてさらにもう1名がダウン、8名にて最終まで頑張っていました。

昨年同様、漁火を点灯しないと釣れないとの船頭さんの言葉通り、明るいうちはイカの活性が悪く無反応(涙)。

辺りが暗くなり19時過ぎに漁火が点灯され、いよいよ本番のスタート!!

明かりに寄ってきた小魚をイカが捕食する食物連鎖?を利用し小魚に似せた疑似餌でイカを釣る。

疑似餌が、当日のイカの好みカラーに上手く合うと・・・爆釣。

釣果は、竿頭で90杯、その他は40杯・30杯台が数人と、総数では約280杯釣れ、昨年の150杯を遥かに超える釣果となり、今回初めてイカ釣りをされた方の内、2名の方は28杯33杯の釣果でした。

今大会も、ケガもなく参加者が釣果にも恵まれて皆様楽しんで頂き、良いイカ釣り親睦会になったと思いますし、釣れなかった方にもお分けしてお土産にして頂き、美味しいイカを食して頂きました。

次回開催する場合も、土曜日開催にして、一人でも多くの方に参加して頂ける様にしたいと思います。



参加者集合写真



## 支部だより

(令和2年8月～令和3年1月)

### 支部役員会及び委員会の動き

#### ◆令和2年度 第3回役員会(8月25日開催・Web)

##### 1. 本部理事会・委員会等の報告等

- ① 第1回 企画・広報委員会(7/27・Web)の報告
- ② 第1回 補償業務委員会(7/31・Web)の報告
- ③ 第1回 固定資産家屋評価補助業務受託分科会(8/5・Web)の報告

##### 2. 支部委員会からの報告等

###### (1) 補償業務委員会

- ① 第1回委員会(7/21)の報告
- ② 第15回補償技術研究会(7/21)の報告
- ③ 班長会議(8/11)の報告
- ④ 兵庫県との意見交換(収用等の課税の特例制度の運用について)の報告

###### (2) 企画・広報委員会

- ① 第2回委員会(8/11・Web)の報告
- ② 令和2年度近畿支部版要望書について

###### (3) 親睦委員会

- ① 第1回委員会(7/17)の報告
- ② 魚(イカ)釣り大会(8/22)の報告

##### 3. その他

- ① 本部機関誌「補償コンサルタント」の記事執筆担当について
- ② 登録更新講習会の実施方法(自宅学習方式)について
- ③ 近畿測量専門学校「補償講座」の令和2年度開設について
- ④ 近畿地方整備局(用地部)への要望活動の実施予定(9/29)
- ⑤ 共通科目・専門科目筆記試験(10/18)



補償コンサルタント  
株式会社 サンコム

代表取締役 松本靖吾

本社 〒679-4003

たつの市揖西町小神 162-6

TEL 0791-63-1533 FAX 0791-63-4179

E-mail: info@kk-suncom.co.jp



20001555(01)

3つのCOMで社会に貢献します

Communication Computing Combination

ホームページ: <http://www.kk-suncom.co.jp>

◆令和2年度 第4回役員会（9月15日開催・Web）

1. 本部理事会・委員会等の報告等
  - ① 第1回 研修委員会（8/27・Web）の報告
  - ② 固定資産家屋評価補助業務受託分科会からの意見照会について
2. 支部委員会からの報告等
  - (1) 補償業務委員会
    - ① 近畿地方整備局用地部との打合せ（9/4）の報告
    - ② 3班（プレハブ算定等）会議（9/11）の報告
  - (2) 企画・広報委員会
    - ① 令和2年度近畿支部版要望書について
  - (3) 親睦委員会
    - ① 第67回親睦互留歩大会の開催予定（10/15）について
3. その他
  - ① 事務局のノートパソコン買い替えについて
  - ② 近畿地方整備局（用地部）への要望活動の実施予定（9/29 14:30）
  - ③ 府県等への要望活動について
  - ④ 筆記試験（10/18）の監理体制・会場及び事務補助について

◆令和2年度 第5回役員会（10月13日開催）

1. 本部理事会・委員会等の報告等
  - ① 第4回 理事会（9/16・Web）の報告
2. 日本補償コンサルタント復興支援協会からの情報提供等
  - ① 第6回理事会（9/17・Web）の資料配付
3. 支部委員会報告等
  - (1) 補償業務委員会

- ① 第1回委員会（9/23・Web）の報告
- (2) 補償業務委員会
  - ① 2班（収用等課税特例の運用）会議（9/28）の報告
- (3) 補償システムIT委員会
  - ① 第1回委員会（10/2・Web）の報告
- (4) 企画・広報委員会
  - ① 近畿地方整備局への要望活動（9/29）の報告
- (5) 親睦委員会
  - ① 第67回親睦互留歩大会の開催予定（10/15）について
  - ② 秋のハイキングの実施予定（11/14）について
4. その他
  - ① 事務局のノートパソコン買い替えについての報告
  - ② 府県等への要望活動の調整状況
  - ③ 筆記試験（10/18）の監理体制・会場及び事務補助について

◆令和2年度 第6回役員会（11月19日開催・Web）

1. 本部理事会・委員会等の報告等
  - ① 第2回 補償業務委員会（10/21・Web）の報告
  - ② 第2回 企画・広報委員会（11/9・Web）の報告
2. 日本補償コンサルタント復興支援協会からの情報提供等
  - ① 第7回理事会（10/21・Web）の資料配付
3. 支部委員会からの報告等
  - (1) 総務委員会
    - ① 新規入会の審査について「(株)公共補償設計」
  - (2) 研修委員会

## 支部だより

- ① 実務研修の実施について
  - (3) 補償業務委員会
    - ① 第2回委員会(11/17)の報告
  - (4) 補償システムIT委員会
    - ① 令和2年度「近畿支部標準補償算定システム操作技術研修会」について
    - ② 近畿支部標準補償算定システムの導入状況について
  - (5) 企画・広報委員会
    - ① 府県等への要望活動の実施状況
  - (6) 親睦委員会
    - ① 秋のハイキング(11/14)の報告
  - 4. その他
    - ① 令和3年新春交礼会の開催の可否について
    - ② 第45回近畿支部総会の開催予定(5/21)について
    - ③ 支部機関誌への企業広告募集について
- ◆令和2年度 第7回役員会(12月8日開催・Web)
- 1. 本部理事会・委員会等の報告等
    - ① 第5回 理事会(11/25・Web)の報告
    - ② 第1回 総務委員会(11/20・Web)
  - 2. 日本補償コンサルタント復興支援協会からの情報提供等
    - ① 第8回理事会(11/26・Web)の資料配付
  - 3. 支部委員会からの報告等
    - (1) 総務委員会
      - ① 新規入会の審査について「日本振興(株)」「復建調査設計(株)」
      - ② 会員の退会について
      - ③ 第1回委員会(12/3)の報告
    - (2) 補償業務委員会
      - ① 第2回委員会(11/17)の報告
    - (3) 補償システムIT委員会
      - ① 第2回委員会(12/4)の報告
    - (4) 企画・広報委員会
      - ① 府県等への要望活動の実施状況
  - 4. その他
    - ① 今後の行事予定について

### 創業47年 用地補償の総合コンサルタント

補償コンサルタント登録(第475号)

登録部門 物件/機械工作物/営業補償・特殊補償/事業損失/補償関連/総合補償

# 株式会社 アイテクノ

<http://www.aitecno.com/>

本社	〒532-0011	大阪市淀川区西中島6丁目7番8号(大昭ビル)	TEL(06)6889-4551 FAX(06)6305-8201
京都事務所	〒621-0826	亀岡市篠町篠上西裏9	TEL(0771)21-2267 FAX(0771)21-2268
奈良事務所	〒630-8237	奈良市中筋町16-2-403	TEL(0742)20-5351 FAX(0742)20-5352
和歌山事務所	〒640-8214	和歌山市寄合町30-201	TEL(073)425-1660 FAX(073)425-1661
兵庫事務所	〒666-0015	川西市小花2-7-5-801	TEL(072)756-6526 FAX(072)756-6527
滋賀事務所	〒520-0032	大津市観音寺12-34-202	TEL(077)526-8120 FAX(077)526-8121

◆令和2年度 第8回役員会（1月13日開催・Web）

1. 本部理事会・委員会等の報告等

- ① 第2回 研修委員会（12/24・Web）の報告
- ② 固定資産家屋評価補助業務受託分科会（12/8・Web）の報告
- ③ 企画・広報委員会「本部 令和3年度 要望書について」

2. 日本補償コンサルタント復興支援協会からの情報提供等

- ① 第9回理事会（12/21・Web）の資料配付

3. 支部委員会からの報告等

（1）総務委員会

- ① 会員の退会について
- ② 独禁法講習会の開催予定（2/17）に

ついて

（2）研修委員会

- ① 実務研修会の開催予定（2/17）について

（3）企画・広報委員会

- ① 第3回企画・広報委員会（12/24）の報告
- ② 府県等への要望活動の実施状況

4. その他

- ① Web を活用した業務の検査及び打合せ等の実態調査について
- ② 外部研修講師の推薦依頼について

社会空間「爽造」企業

自然と人・社会の融合によるまちづくりをめざして

総合建設コンサルタント



SEIBAN

株式会社 西 播 設 計

代表取締役 永井晴夫

登録部門 [ 全8部門 ] : 土地調査 / 土地評価 / 物件 / 営業・特殊補償  
機械工作物 / 事業損失 / 補償関連 / 総合補償

所属団体 : (一社) 日本補償コンサルタント協会 / (公社) 日本測量協会  
(一社) 兵庫県測量設計業協会 / (一社) 全国地質調査業協会  
(一社) 建設コンサルタンツ協会

本 社 〒 679-4161

兵庫県たつの市龍野町日山229番地1  
TEL 0791-63-3796 FAX 0791-63-0355  
URL <http://www.seiban-sekkei.co.jp>

大 阪 支 店 〒 555-0001

大阪府大阪市西淀川区佃2丁目15番11号

京 都 支 店 〒 620-0052

京都府福知山市昭和町77番地18号

神 戸 支 店 〒 650-0005

兵庫県神戸市中央区再度筋町19番2-301

姫 路 支 店 〒 670-0824

兵庫県姫路市京町1丁目1420番地1

但 馬 支 店 〒 668-0045

兵庫県豊岡市城南町12番30号

奈 良 営 業 所 〒 630-8441

奈良県奈良市神殿町327番地2-305

和 歌 山 営 業 所 〒 640-8392

和歌山県和歌山市中之島350番地5-103

淡 路 営 業 所 〒 656-0003

兵庫県洲本市中川原町三木田93番地2

## 講演会・講習会・研修会等の開催

会員の資質の向上をめざし、各種講演会・講習会・研修会を開催していますが、今期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により開催できませんでした。今後の予定としては、2月以降に Web を活用した研修会等を計画・準備しております。

## 会員親睦行事

会員相互の交流と情報交換を目的に各種親睦行事を企画開催しています。コロナ禍の中ではありましたが、屋外活動が中心であったため、感染症拡大防止対策を徹底しながら下記の行事を開催しました。

### 1. 魚（イカ）釣り大会

日 時：令和2年8月22日（土）  
場 所：兵庫県香美町香住区  
参加者：6会員 10名

### 2. 第67回JCC互留歩大会

日 時：令和2年10月15日（木）  
場 所：西脇カントリークラブ（兵庫県西脇市）  
参加者：17会員 21名

### 3. 秋のハイキング

日 時：令和2年11月14日（土）  
場 所：比叡山延暦寺と大原三千院（滋賀県・京都府）  
参加者：10会員 32名



# 株式会社 平和 ITC

Heiwa International Total Consultant

代表取締役 周 文

代表取締役 三上 洋史

代表取締役 山本 武

本 社／〒918-8026 福井県福井市湊1丁目1704番地 TEL (0776) 36-5267 FAX (0776) 36-6520  
大阪支店／〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目5番25号1108 TEL (06) 6354-2386 FAX (06) 6354-2382  
東京支店・滋賀営業所・京都営業所・京都北営業所・兵庫営業所・奈良営業所

情報提供・その他

(情報提供)

1. 令和3年度 補償業務管理士共通科目研修が下記日程で開催されます。

日 時：令和3年4月20日(火)～4月22日(木)

会 場：新梅田研修センター

大阪市福島区福島6-22-20 (06)4796-3371

カリキュラム：講師未定

令和3年度 共通科目研修カリキュラム

(一社)日本補償コンサルタント協会

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
第1日目 4月20日 (火)	開講式	用地事務概要 (1.5)	補償の法理 (1)		土地利用規制法概説 (2.5)			不動産登記法概説 (1.5)	
第2日目 4月21日 (水)		土地収用法概説 (2)	事業損失・ 生活再建 (1)		公共補償基準 (2)			補償関係税制概説 (2)	
第3日目 4月22日 (木)	発注仕様概説 (1)	補償コンサル タント業 (1)	一般補償基準 (3.5)		一般補償基準 (3.5)			閉講式	

注：( )書きは、講義時間を示します。

2. 近畿支部第45回通常総会を下記日程で開催します。

日 時：令和3年5月21日(金)

会 場：大阪キャッスルホテル

大阪市中央区天満橋京町1番1号 (06)6942-2401

次 第：未定

“人”だけでなく“地球”に優しい環境空間の創造

— 限りある資源をより良く活かし、次世代に明るい未来を —

建設コンサルタント・補償コンサルタント・一級建築士事務所  
測量業・地質調査業



キタイ設計(株)



“ISO9001”・“ISO14001”・“ISO27001”・“ISO45001” 認定取得

本 社	滋賀県近江八幡市安土町上豊浦 1030 番地	TEL (0748) 46-2336 (代)
京 都 支 社	京都府福知山市篠尾新町一丁目 56 番地の 1	TEL (0773) 22-8866 (代)
大 阪 支 社	大阪府高槻市西真上一丁目 27 番 3 号	TEL (072) 683-0028 (代)
西 日 本 支 社	兵庫県姫路市西夢前台二丁目 49 番地	TEL (079) 267-0456 (代)

## 会員の動向

(令和2年12月末現在)

《代表者変更》(会社名五十音順：敬称略)

6-103 一般社団法人 近畿建設協会  
霜上 民生 ⇒ 谷本 光司

3-106 (株)URリンケージ 西日本支社  
板井 秀行 ⇒ 西周 健一郎

7-006 復建調査設計(株)大阪支社  
(12月8日付け)

代表者 矢木 一光  
〒532-0004  
大阪市淀川区西宮原1-4-13

《退会》

《入会》(入会月日順)

6-274 (株)公共補償設計  
(11月25日付け)

代表者 杉坂 真人  
〒648-0092  
和歌山県橋本市紀見ヶ丘3丁目15-3

6-275 日本振興(株) (12月8日付け)

代表者 伊達 多聞  
〒590-0535  
大阪府泉南市りんくう南浜3番地2

6-014 大手前産業(株)  
(令和2年12月31日付け)

確かな**技術** 新しい**知識** 豊富な**実績** 燃える**情熱**



土木調査・設計・測量

**(株)エンタコンサルタント**

代表取締役 **園田純也**

本社：〒677-0015 兵庫県西脇市西脇205 TEL 0795-22-2219(代)  
FAX 0795-23-3461

HPアドレス <http://www.entaconsul.co.jp> Eメール [nishiwaki-info@entaconsul.co.jp](mailto:nishiwaki-info@entaconsul.co.jp)  
神戸支店・姫路支店・但馬支店・京都営業所・中丹営業所・加東営業所

# 住みよい未来都市を実現するパートナー

株式会社NISSOは、補償、鑑定、測量分野で培った技術ノウハウ・実績をもとに、用地折衝をはじめとした都市開発の事業を推進いたします。

## ・NISSOのスタンス

皆様の納得・安心の上に築かれる新しいまちづくりをサポートします。

## ・サービスの強み

多様な人材とノウハウがサービスの品質を支えます。

## ・事業基盤

半世紀に亘る実績が当社の信用力の源泉です。

## ●事業推進

パートナーとして、事業計画の円滑な推進を通じて効率アップ・事業コストの軽減化を実現します。

## ●用地折衝

補償金の説明だけにとどまらず、関係機関との調整や移転に関わる手続きを支援することで、事業の促進に寄与します。



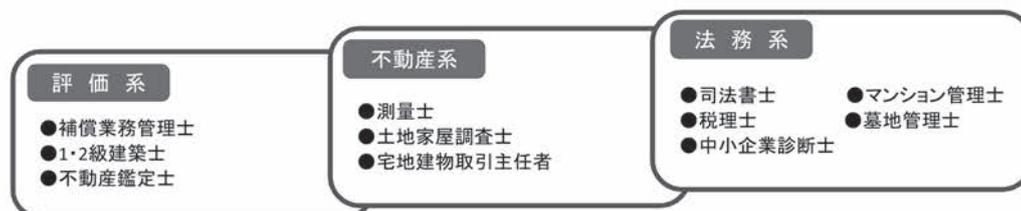
## ●事業支援

再開発や区画整理など、組合等による街づくり事業の運営に不可欠な管理業務等の支援を行います。

## ●補償・鑑定・測量

各分野における精度の高い専門業務で半世紀に亘って実績と信用を築いて参りました。弊社の事業の基盤であり、発展の礎として、さらなる充実を目指します。

## 【NISSOの処理体制】



## ■本 社

〒101-0025  
東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地 秋葉原鴻池ビル  
TEL : 03-6859-7515 FAX : 03-6859-7516

## ■大阪支店

〒531-0072  
大阪市北区豊崎2丁目7番9号 豊崎いずみビル  
TEL : 06-6292-4671 FAX : 06-6292-4677

 株式会社 NISSO

# 会 員 名 簿

(令和 2 年 12 月末現在)

会員番号	(一社) 日本補償コンサルタント近畿支部会員番号
登録番号	「補償コンサルタント登録規定」(国土交通省告示第 1341 号) に基づき国土交通大臣により登録を受けた登録番号
登録部門	「補償コンサルタント登録規定」第 2 条別表に掲げる登録部門

登録部門 凡例	1	土地調査部門	5	営業補償・特殊補償部門
	2	土地評価部門	6	事業損失部門
	3	物件部門	7	補償関連部門
	4	機械工作物部門	8	総合補償部門

## 大 阪 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
3-042	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	補 30 第 19 号	06-6348-2010		○	○	○	○	○	○	○	
3-119	(株) NISSO 大阪支店	補 30 第 503 号	06-6292-4671	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-018	(株) ファノバ (旧社名 (株) タカダ)	補 30 第 540 号	06-6344-0540	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-022	大阪エンジニアリング (株)	補 30 第 445 号	06-6581-2815	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-023	福田総合コンサルタント (株)	補 30 第 13 号	06-6227-0890		○	○	○	○	○	○	○	○
6-031	(株) 産業工学研究所	補 30 第 514 号	06-6541-5845	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-032	(株) アイテクノ	補 30 第 475 号	06-6889-4551			○	○	○	○	○	○	○
6-037	中央復建コンサルタンツ (株)	補 30 第 12 号	06-6160-1121	○		○				○	○	
6-039	(株) 技 研	補 31 第 801 号	06-6356-3666		○	○	○	○	○	○	○	○
6-070	(株) 谷澤総合鑑定所	補 31 第 600 号	06-6208-3500		○	○		○				
6-073	(株) 三和総合コンサル	補 30 第 145 号	06-6951-6211	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-088	(株) オオバ 大阪支店	補 31 第 558 号	06-6228-1350	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-058	(株) ランド・コンサルタント 関西支社	補 31 第 566 号	06-6320-5731	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-103	(一社) 近畿建設協会	補 28 第 1590 号	06-6943-8171			○					○	○
7-013	(株) エイト日本技術開発 関西支社	補 31 第 687 号	06-6397-3888	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-083	(株) 間瀬コンサルタント 大阪支店	補 30 第 492 号	06-6385-0891	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-132	(株) 日建技術コンサルタント	補 31 第 604 号	06-6766-3900	○		○	○					
6-138	(株) ケンセイ	補 30 第 2448 号	06-6323-6781							○		
6-147	(株) 浜名技術コンサルタント	補 28 第 1132 号	06-6227-0227	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-030	(株) ウエスコ 関西支社	補 30 第 547 号	06-6943-1486	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-159	(株) 地域経済研究所	補 28 第 1076 号	06-6314-6300			○						
6-194	(株) 環境整備研究所	補 28 第 2069 号	072-631-1307			○	○	○	○			
6-201	写測エンジニアリング (株)	補 31 第 1572 号	06-6768-0418	○		○	○	○	○			
3-294	(株) 八州 関西支社	補 29 第 1363 号	06-6485-8150	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-206	(株) アスロード 大阪支店	補 31 第 4769 号	06-6343-7688					○				

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-207	(株) 東洋建築設計事務所	補 28 第 1088 号	06-6768-2020			○			○				
4-025	(株) 国土開発センター 大阪支店	補 30 第 458 号	06-4300-5015	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-216	(株) ニュージェック		06-6374-4901										
6-246	(株) 信栄補償設計	補 02 第 2855 号	06-6947-1130			○	○	○	○	○	○	○	○
3-106	(株) UR リンケージ西日本支社	補 30 第 442 号	06-6949-5725	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-103	南海カツマ (株) 関西支社	補 30 第 414 号	06-6632-9750	○		○		○	○				
5-027	玉野総合コンサルタント (株) 大阪支店	補 30 第 262 号	06-4706-5511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-529	(株) 中央クリエイト 関西支店	補 28 第 3923 号	06-6889-0015	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-266	(株) ユニオンリサーチ	補 30 第 4697 号	06-6446-1801	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-267	西日本高速道路ビジネスサポート (株)	補 28 第 4918 号	06-6396-2828	○	○	○					○	○	
6-270	(株) 近畿地域づくりセンター	補 02 第 5112 号	06-6943-8889	○		○	○				○	○	
6-271	阪高プロジェクトサポート (株)	補 29 第 5161 号	06-6345-3000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-272	(株) ショウエイコンサルタント	補 28 第 4528 号	06-6767-3123			○		○	○				
6-275	日本振興 (株)	補 29 第 1788 号	072-484-8400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-006	復建調査設計 (株) 大阪支社	補 30 第 190 号	06-6392-7200	○		○	○	○	○	○	○	○	○

京 都 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-013	内外エンジニアリング (株)	補 30 第 150 号	075-933-5111	○		○		○	○				
6-113	(株) 吹上技研コンサルタント	補 31 第 902 号	075-332-6111	○		○							
6-153	(株) 伊藤・梅原建築設計事務所	補 30 第 2343 号	0773-42-1039			○							
6-168	(株) 中地コンサルタント	補 28 第 2098 号	0772-72-0268	○		○							
6-189	(株) 関西総合鑑定所	補 28 第 1616 号	075-252-2367		○								
6-238	塩見測量設計 (株)	補 28 第 1595 号	0773-22-4947	○		○							

兵 庫 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-097	(株) 宮本設計	補 28 第 4888 号	0797-71-0431	○		○	○	○	○				
6-105	(株) サンコム	補 30 第 177 号	0791-63-1533	○		○			○				
6-106	阪神測建 (株)	補 30 第 170 号	078-360-8481	○		○		○					
6-107	(株) 西播設計	補 30 第 143 号	0791-63-3796	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-129	(株) ウエスト建設コンサルタント	補 29 第 5190 号	079-267-1212	○		○			○				
6-144	(株) コンサルタント関西	補 29 第 1395 号	079-238-6222	○		○	○	○					
6-167	(株) 播磨設計コンサルタント	補 30 第 1457 号	079-423-5155	○		○	○	○	○				

## 会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-177	(株) KC コンサルタント	補 28 第 2033 号	078-708-8432			○	○	○	○	○		
6-245	(株) 朝日コンサル	補 02 第 2868 号	0794-63-6491	○								
6-258	(有) 大田建築事務所	補 28 第 3101 号	06-6482-5708			○	○	○	○	○	○	
6-263	(株) エンタコンサルタント	補 31 第 665 号	0795-22-2219	○		○						
7-099	アサヒコンサルタント (株) 兵庫支社	補 30 第 1451 号	079-287-6660	○	○	○	○	○	○	○	○	

## 賛助会員

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
0-046	(株) 兵庫不動産鑑定所	補 29 第 4955 号	079-285-3515		○							

## 福 井 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-109	京福コンサルタント (株)	補 30 第 142 号	0770-56-2345	○		○		○	○			
6-116	(株) サンワコン	補 30 第 532 号	0776-36-2790	○		○	○	○	○			
6-130	(株) エイコー技術コンサルタント	補 30 第 169 号	0770-25-1222	○	○	○		○	○			
6-140	丸一調査設計 (株)	補 30 第 270 号	0776-52-8400	○		○	○	○	○			
6-155	(株) 三愛調査事務所	補 30 第 1493 号	0779-65-4175	○		○	○	○				
6-156	(株) 平和 ITC	補 31 第 672 号	0776-36-5267	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-158	(株) 帝国コンサルタント	補 31 第 815 号	0778-24-0001	○		○						
6-180	(株) 若狭開発技術センター	補 28 第 1606 号	0770-53-2883	○		○			○			
6-181	(株) 川上測量コンサルタント	補 29 第 1422 号	0776-35-5566	○		○			○			
6-187	(株) アスワ測量設計	補 28 第 2051 号	0776-34-1012	○		○			○			
6-208	中央測量設計 (株)	補 31 第 873 号	0776-22-8482	○		○			○			
6-210	(株) 三輝設計事務所	補 28 第 2054 号	0776-27-6323			○		○	○			
6-211	(株) ワカサコンサル	補 31 第 850 号	0770-56-1175	○		○			○			
6-215	(株) 澤田調査設計	補 31 第 2556 号	0770-56-3456	○		○						
6-219	九頭龍測量 (株)	補 28 第 1130 号	0779-66-1021	○		○		○	○			
4-073	(株) 日本海コンサルタント 福井支店	補 31 第 642 号	0776-54-9188	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-087	(株) 東洋設計 福井支店	補 30 第 1439 号	0776-26-0510	○		○	○	○				
6-264	(株) キミコン	補 02 第 2709 号	0778-62-7700	○		○	○	○	○	○		
6-269	(株) アトム補償コンサル	補 29 第 4924 号	0776-50-0170	○		○	○	○	○			
6-273	富士測量設計 (株)	補 30 第 1801 号	0770-56-1511	○		○						

滋 賀 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-057	キタイ設計(株)	補31第1548号	0748-46-2336	○		○							
6-111	(株)新洲	補30第149号	077-552-2094	○		○		○					
6-150	正和設計(株)	補31第989号	077-522-3124	○		○							
6-202	(株)鈴鹿設計事務所	補31第654号	077-573-3223	○		○							
6-249	近畿設計測量(株)	補31第854号	077-522-1884	○		○							

奈 良 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-019	アトラス工営(株)	補31第567号	0742-45-1055	○		○		○	○				
6-161	(株)たかの建築事務所	補28第1342号	0747-22-3232			○	○	○	○	○			
6-205	太洋エンジニアリング(株)	補29第2264号	0742-33-6660	○	○	○	○	○	○				
6-233	(株)コム建築コンサルタント	補02第2716号	0743-76-6644			○	○	○	○	○			
6-260	(株)倉田総合鑑定	補02第4403号	0742-30-5520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

和 歌 山 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-052	清水不動産鑑定士事務所	補30第144号	073-422-1285		○	○			○	○			
6-164	(株)山本総合補償コンサルタント	補29第1680号	073-482-2343			○		○	○				
6-176	(株)岡本設計	補28第1634号	073-426-3151			○	○	○	○				
6-204	(株)近畿コンサルタント	補01第956号	0737-82-5332	○		○			○				
6-274	(株)公共補償設計	補30第4701号	0736-26-7011			○		○	○	○			

# 投稿募集

本誌では下記の要領・テーマで、読者の皆様からの投稿を募集しております。

## 投稿要領

- ・原稿 . . . . .ワード等をお願いします。
- ・締切り . . . . .随時
- ・テーマ . . . . .自由
- ・原稿料 . . . . .1テーマにつき 5,000円
- ・CPDポイント . . . A4 1ページにつき 1単位を付与
- ・送付先 . . . . .〒540-0026  
大阪府中央区内本町1丁目2番6号 (パナシアビル4F)  
(一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部  
企画・広報委員会

### 企画・広報委員会編集委員

担当副支部長・委員長 梶 雅弘  
副委員長 佐藤 和夫 三上 洋史  
委員 岡部 将享 加藤 巖 中井 正司  
(五十音順) 西川 佳子 前本 利明

## 編集後記

昨年は春頃から新型コロナ一色の中で新しい生活様式が求められ、常に不安のつきまとう一年となりました。

令和3年になり新しい年を迎え、何か明るい話題をと探しているうちに感染が急拡大し、緊急事態宣言が発令されて世間にはわかに慌ただしくなっていました。

それでは家の中に何かないかと見渡して見ると、毎日食べているお餅が目に入りました。(我が家では毎年年末にたくさんのお餅をいただくので、1月中はほぼ毎日食べているのです。)

お餅を使った料理といえば、新年早々から食べるお雑煮があります。昨年末に他県に住む友人達とメールでやりとりをしていた中で、お雑煮の話が出ました。毎年当たり前のように食べているお雑煮ですが、家庭によって入れる材料や味付けは違うようです。私の友人3名のそれぞれの例をあげてみると、①【京都】丸餅、人参、大根、白味噌、仕上げに鰹節、②【兵庫】餅、鶏肉、人参、白菜、醤油で味付け、③【三重】丸餅、八頭(里芋)、かしわ(鶏肉)、醤油で味付け、(【】内は出身県)ということでした。ちなみに我が家は、丸餅、大根、里芋、味噌で味付け(母が和歌山)で作っています。長く親交のある友人達ですがこの話題になったのは初めてで、近くの地域でもいろいろ違いがある事に驚きました。近畿から遠く離れた地方では、思いもよらない材料が使われているかもしれない、と興味が湧きました。

コロナの感染拡大で外出を控える人が多くなり、デリバリー等宅配食サービスの売上げは増えているとの事で、家での食事が注目されるようになっていきます。

いつも何気なく食べている料理にも、まだまだ知らない食べ方や新しい発見があるかもしれません。家で過ごす時間が長くなり、改めて食について考える良い機会でもあります。身近な食材や食べ物について少し勉強してみて、自らの食習慣や食生活等を見直して免疫力をアップする事に努めるのも良いのではないのでしょうか。

(企画・広報委員：K.N)

